

埼玉県熊谷市埋蔵文化財調査報告書 第31集

大竹遺跡 I

—熊谷市幡羅官衙遺跡群確認調査報告書V—



二〇一八

2018

埼玉県熊谷市教育委員会

埼玉県熊谷市埋蔵文化財調査報告書 第31集

おお だけ い せき
大 竹 遺 跡 I

—熊谷市幡羅官衙遺跡群確認調査報告書V—

2018

埼玉県熊谷市教育委員会

序

私たちの郷土熊谷は、丘陵、台地、沖積低地と地形が変化に富んでいる上、我が国及び関東を代表する2大河川である利根川・荒川が市内を流れ、大河がもたらす肥沃な大地と豊かな自然が広がっております。このような自然環境のもと、市内には、先人たちによって多くの文化財が営々と引き継がれてきました。これらの文化財は、郷土の発展やその過程を物語る証しであるとともに、私たち子孫の繁栄の指標ともなる先人の貴重な足跡であります。私たちは、こうした文化遺産を継承し、次世代に伝え、さらに豊かな熊谷市形成の礎としていかなければならないと考えております。

さて、熊谷市西部西別府地区は、隣接する深谷市域にかけて多くの遺跡が所在する地域であります。特に、古代においては、当時の幡羅郡の郡役所が置かれた郡の中心的地区であります。平成13年からの調査により、深谷市幡羅官衙遺跡において郡庁を除いて正倉を始め郡役所の主要施設が発見され注目を浴びているところであります。熊谷市に所在する古代寺院跡の西別府廃寺、湧泉祭祀跡の西別府祭祀遺跡も、幡羅郡役所と同時あり、互いに有機的に機能していた遺跡であります。また、熊谷市は深谷市とともに、これまで当該遺跡の学術的な評価、将来的な保存・活用策のための調査、検討をしてまいりましたが、このたび平成30年2月13日付けで、熊谷市・西別府祭祀遺跡が深谷市・幡羅官衙遺跡とともに「幡羅官衙遺跡群」の名称で国の史跡に指定されました。

本書は、平成24年度に実施された大竹遺跡の範囲内容確認調査の成果をまとめたものです。このたびの調査では、幡羅郡役所と同時期に郡役所周辺に所在し、郡役所に大きく関わりのあった人々が暮らしていた集落が発見され、幡羅郡役所周辺の歴史的環境を復元し、その実態に迫る貴重な資料を提供できたものでした。

本書が、国指定史跡「幡羅官衙遺跡群」の理解やその重要性を明らかし、史跡の保存・活用の一助となることはもちろん、埋蔵文化財保護、学術研究の基礎資料として、また埋蔵文化財の普及・啓発の資料として広く活用されることとなれば幸いです。

最後になりましたが、発掘調査から報告書刊行に至るまで、文化財保護法の趣旨を尊重され御理解、御協力を賜りました西別府地区土地所有者及び地元関係者をはじめ多くの皆様に厚くお礼申し上げ、発刊のあいさつといたします。

平成30年3月

熊谷市教育委員会
教育長　野原　晃

例　　言

- 1 本書は、熊谷市幡羅官衙遺跡群に間わりのある大竹遺跡の範囲内容確認調査報告書である。
大竹遺跡　埼玉県熊谷市西別府字大竹1628番1、1628番5、1630番1所在(埼玉県遺跡番号59-003)
 - 2 本調査は、大竹遺跡第1次調査の保存目的のための範囲内容確認調査であり、市内遺跡発掘調査等事業国庫補助金、県費補助金の交付を受け、熊谷市教育委員会が実施した。
 - 3 本事業の組織は、I章のとおりである。
 - 4 調査期間は、平成24年11月15日～12月19日である。
整理・報告書作成期間は、平成29年4月17日～平成30年3月26日である。
 - 5 調査の担当は、現地における発掘調査、整理・報告書作成事業、いざれも熊谷市教育委員会吉野健が担当した。
 - 6 本書の執筆・編集は、吉野が担当した。
 - 7 基準点測量及び空中写真撮影は、株式会社東京航業研究所に委託した。
 - 8 写真撮影は、吉野が行った。
 - 9 出土遺物の整理及び図版等の作成は、熊谷市立江南文化財センター作業員・綾川美幸、木村のぶ子、小林まゆみ、清水貴子、平山雄浩、松本美由紀の協力を得て、吉野が行った。
 - 10 出土遺物は、熊谷市教育委員会で保管している。
 - 11 発掘調査及び本書の作成にあたり、下記の方々及び機関等から御教示、御協力を賜った。記して謝意を表します。(敬称略、五十音順)
佐藤　信　須田　勉　山中敏史(以上、埼玉県発掘調査・評価指導委員会　幡羅遺跡・西別府遺跡群検討委員会)
閑野高広　菅谷浩之　知久裕昭　田中広明　原口　卓　松本貢市郎　深谷市教育委員会　埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課　公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 【地権者等】
- 斎藤貴一　斎藤ノリ　佐藤幸子　平川修三

凡　例

1 座標は、幡羅官衙遺跡群の全体を把握できるよう深谷市・幡羅官衙遺跡の調査に用いた国家方眼座標（国家標準平面直角座標第IX系）に合わせた（旧国家座標）。また、遺構における方位指示は、すべて座標北を示している。

2 本文中、遺構の略記号は、次のとおりである。

SB…掘立柱建物跡 SI…堅穴建物跡 SK…土坑 P…ピット

3 土層断面図及び平面図中の表記記号は、次のとおりである。なお、遺物分布図については、遺物実測図を示したもの及び土器については表記を割愛したため、表示がないものは土器を示す。

P…土器 S…川原石

4 遺構挿図の縮尺は、原則として次のとおりであり、全て個別に示した。

調査区全測図…1／150 遺構・遺物分布図・土層断面図…1／60

5 遺構挿図中、断面に添えてある数値は標高を示している。また、標高は統一し、断面A-A'にのみ示した。

6 遺物挿図の縮尺は、原則として次のとおりであり、全て個別に示した。

土器（縄文土器を除く）・石器…1／4 縄文土器…1／3 土錐・鉄製品…1／2

7 遺物実測図の中で、中心線はすべて実線で示し、遺物観察表にできる限り残存率で示した。また、表現方法は、以下のとおりである。

須恵器のうち還元焰焼成の断面：黒塗り 酸化焰焼成の断面：白抜き

縄軸陶器断面： 灰軸陶器断面： 平瓦：

上記以外の縄文土器、土師器、須恵系土師質土器、ロクロ土師器、土錐、石器、鉄製品の遺物断面：白抜き

釉薬（銅緑釉）： 釉薬（灰釉）： 黒斑・墨書：黒塗り 朱墨：

底部調整 回転糸切り O 回転ヘラ削り \

8 遺物拓影のうち、左右あるものは向かって左に外面、右に内面、左のみのものは外面を示した。ただし、平瓦については、向かって左に凹面、右に凸面を示し、土器軸用硯については、上に内面、下に外面を示した。

9 遺物観察表の凡例は、次のとおりである。

法量の単位は、cm、gである。また、推定値は括弧付けて示した。

胎土は、土器に含まれる鉱物等を以下の記号で示した。

A…白色粒子 B…黒色粒子 C…赤色粒子 D…褐色粒子 E…赤褐色粒子 F…白色針状物質

G…長石 H…石英 I…白雲母 J…黒雲母 K…角閃石 L…片岩 M…砂粒 N…礫

焼成は、次のように区分した。

A…良好 B…普通 C…不良

10 写真図版の遺物縮尺は、すべて任意である。

11 土層及び遺物の色調は、『新版標準土色帖』（小山正忠・竹原秀雄編著、農林水産省農林水産技術会議事務局監修、財団法人日本色彩研究所色標監修、日本色研事業株式会社発行 2008年版）に照らし最も近似した色相を示した。

目 次

序	
例 言	
凡 例	
目 次	
I 確認調査の概要	1
1 調査に至る経過	1
2 確認調査、報告書作成の経過	1
3 確認調査、整理・報告書刊行の組織	2
II 遺跡の立地と環境	4
III 遺跡の概要	11
1 調査の方法	11
2 検出された遺構と遺物	13
IV 遺構と遺物	14
1 A区の調査	14
(1) 堅穴建物跡	15
(2) 掘立柱建物跡	24
(3) 土坑	25
(4) ピット	26
(5) 遺構外出土遺物	26
2 B区の調査	29
(1) 堅穴建物跡	29
(2) 掘立柱建物跡	43
(3) 土坑・ピット	44
(4) 遺構外出土遺物	45
3 A・B区遺構外出土遺物	46
V 調査のまとめ	48

挿図目次

第1図	埼玉県の地形図	4
第2図	大竹遺跡と周辺遺跡分布図	6
第3図	幡羅官衙遺跡グリッド分割図	9
第4図	幡羅官衙遺跡群範囲図	10
第5図	調査区基本層序	11
第6図	大竹遺跡調査地点位置図	11
第7図	大竹遺跡第1次調査区全体図	12
第8図	A区全測図	14
第9図	第1号竪穴建物跡、第1・2・4号ピット、第1号ピット出土遺物	16
第10図	第1号竪穴建物跡出土遺物	17
第11図	第2号竪穴建物跡	18
第12図	第2号竪穴建物跡出土遺物	19
第13図	第3号竪穴建物跡、第7号ピット	20
第14図	第3号竪穴建物跡、第7号ピット出土遺物	21
第15図	第4・5号竪穴建物跡、第1～3号土坑、第5号竪穴建物跡・第1号土坑出土遺物	22
第16図	第4号竪穴建物跡出土遺物	23
第17図	第1号掘立柱建物跡	24
第18図	A区遺構外出土遺物	27
第19図	B区全測図	28
第20図	第6号竪穴建物跡、第10～12号ピット、第6号竪穴建物跡出土遺物	30
第21図	第7号竪穴建物跡、第19号ピット	31
第22図	第8号竪穴建物跡、第9～13号土坑、第29・31号ピット	32
第23図	第8号竪穴建物跡遺物分布図	33
第24図	第8号竪穴建物跡出土遺物(1)	34
第25図	第8号竪穴建物跡出土遺物(2)	35
第26図	第9～11号竪穴建物跡、第4・14号土坑、第32号ピット	38
第27図	第9号竪穴建物跡遺物分布図	39
第28図	第9号竪穴建物跡出土遺物	39
第29図	第10号竪穴建物跡出土遺物	40
第30図	第11号竪穴建物跡出土遺物	42
第31図	第2号掘立柱建物跡、第15・16・33号ピット、第33号ピット出土遺物	43
第32図	第18号ピット出土遺物	45
第33図	B区遺構外出土遺物	46
第34図	A・B区遺構外出土遺物	46
第35図	A・B区遺構変遷図	50

表 目 次

第1表	熊谷市幡羅官衙遺跡群調査一覧表	3
第2表	遺構番号新旧対照表	13
第3表	第1号竪穴建物跡出土遺物観察表	17
第4表	第2号竪穴建物跡出土遺物観察表	19
第5表	第3号竪穴建物跡出土遺物観察表	21
第6表	第4号竪穴建物跡出土遺物観察表	23
第7表	第5号竪穴建物跡出土遺物観察表	24
第8表	第1号土坑出土遺物観察表	25
第9表	第1・7号ピット出土遺物観察表	26
第10表	A区遺構外出土遺物観察表	26
第11表	第6号竪穴建物跡出土遺物観察表	30
第12表	第8号竪穴建物跡出土遺物観察表	35
第13表	第9号竪穴建物跡出土遺物観察表	40
第14表	第10号竪穴建物跡出土遺物観察表	41
第15表	第11号竪穴建物跡出土遺物観察表	42
第16表	第18・33号ピット出土遺物観察表	45
第17表	B区遺構外出土遺物観察表	45
第18表	A・B区遺構外出土遺物観察表	47

図版目次

図版1	調査区全景（上：B区、下：A区 上が北）
図版2	A区調査区全景（上が北）
	B区調査区全景（上が北）
図版3	第1号竪穴建物跡（西から）
	第1号竪穴建物跡貯蔵穴か所遺物出土状況
	第2号竪穴建物跡、第4～6号ピット（南から）
図版4	第2号竪穴建物跡カマド構築石材検出状況（南から）
	第3号竪穴建物跡、第7号ピット（南から）
	第3号竪穴建物跡遺物出土状況（南から）
図版5	第4・5号竪穴建物跡、第1～3号土坑（右：第5号竪穴建物跡、手前：左から第2号、第1号、第3号土坑 北から）

- 第4号竪穴建物跡遺物出土状況（西から）
第1号掘立柱建物跡（南から）
- 図版6 第6号竪穴建物跡、第10・11号ピット（南から）
第7号竪穴建物跡（南から）
第8号竪穴建物跡、第6～13号土坑、第29・31・32号ピット（左上：第6～9号土坑 南から）
- 図版7 第8号竪穴建物跡掘削か所完掘状況（西から）
第8号竪穴建物跡遺物出土状況（西から）
第9号竪穴建物跡（南から）
- 図版8 第9号竪穴建物跡カマド前構築石材出土状況（南から）
第9号竪穴建物跡遺物出土状況（南から）
第10号竪穴建物跡（南から）
- 図版9 第10号竪穴建物跡挂甲小札出土状況
第11号竪穴建物跡（南から）
第2号掘立柱建物跡（南から）
- 図版10 第4号竪穴建物跡 第16図1（土師器壺）
第8号竪穴建物跡 第24図1～4・11・14・17（土師器壺）
- 図版11 第8号竪穴建物跡 第24図28（土師器壺）
第9号竪穴建物跡 第28図1（土師器壺）
第10号竪穴建物跡 第29図5・8（土師器壺）
第1号竪穴建物跡 第10図9・10（須恵系土師質土器壺）
第8号竪穴建物跡 第25図54（須恵系土師質土器壺）
第9号竪穴建物跡 第28図4（須恵系土師質土器壺）
B区遺構外 第33図3（須恵系土師質土器壺）
- 図版12 A・B区遺構外 第34図3（須恵系土師質土器壺）
第8号竪穴建物跡 第24図32・35・36・40（土師器甕・台付甕）
第9号竪穴建物跡 第28図7（土師器甕）
A・B区遺構外 第34図6・7（土師器甕・台付甕）
- 図版13 第4号竪穴建物跡 第16図6（ロクロ土師器壺）
第8号竪穴建物跡 第24図42・43（須恵器蓋）
A区遺構外 第18図2・6（須恵器壺）
第2号竪穴建物跡 第12図1（須恵器壺）
第8号竪穴建物跡 第25図50（須恵器短頸壺）
第2号竪穴建物跡 第12図4（灰釉陶器皿）
A区遺構外 第18図3・16（灰釉陶器壺）
- 図版14 第1号竪穴建物跡 第10図1～3・5～8・11～13（土師器、須恵系土師質土器、灰釉陶器）
第2号竪穴建物跡 第12図2・3・5・6（土師器、須恵系土師質土器、灰釉陶器壺朱墨転用）

硯、綠釉陶器)

第3号竪穴建物跡 第14図1～6・8（土師器壺）

図版15 第4号竪穴建物跡 第16図2～5（土師器壺、須恵器壺）

第6号竪穴建物跡 第20図1・2（土師器暗文壺）

第8号竪穴建物跡 第24図15・16・18～27（土師器暗文壺）

第8号竪穴建物跡 第24図5～10・12・13（土師器壺・盤）

図版16 第8号竪穴建物跡 第24図29～31・33・34・37～39（土師器甕）

第9号竪穴建物跡 第28図2・3・6・8・9（土師器壺・甕）

第9号竪穴建物跡 第28図11～13（土師器暗文壺）

第10号竪穴建物跡 第29図1～4・6・7・9・10（土師器壺・甕）

図版17 第11号竪穴建物跡 第30図1～6（土師器壺）

第3号竪穴建物跡 第14図9～11（須恵器蓋・長頸壺）

第8号竪穴建物跡 第24図44～49（須恵器蓋）

第10号竪穴建物跡 第29図11・12・18（須恵器壺・甕）

A区遺構外 第18図7～9（須恵器壺・壺・甕）

図版18 第1号竪穴建物跡 第10図14（須恵器甕）

第3号竪穴建物跡 第14図12～14（須恵器甕）

第4号竪穴建物跡 第16図7（須恵器甕）

第10号竪穴建物跡 第29図19（須恵器甕）

A区遺構外 第18図10（須恵器甕）

A・B区遺構外 第34図8（須恵器甕）

図版19 第8号竪穴建物跡 第25図51・52（灰釉陶器壺）

A区遺構外 第18図4・5・15（灰釉陶器壺）

B区遺構外 第33図7・8・10・11（須恵器壺、灰釉陶器壺、綠釉陶器壺）

A・B区遺構外 第34図9・10（灰釉陶器壺）

A区遺構外 第18図11（須恵器甕軸用硯）

A区遺構外 第18図14（墨書き土器「口」・須恵系土師質土器）

第8号竪穴建物跡 第25図56（平瓦）

第3号竪穴建物跡 第14図16、第8号竪穴建物跡 第25図57、第9号竪穴建物跡 第28図14、

第10号竪穴建物跡 第29図20、第11号竪穴建物跡 第30図9・10、A区遺構外 第18図19（土錐）

図版20 第10号竪穴建物跡 第29図21（挂甲小札）

第8号竪穴建物跡 第25図58、第9号竪穴建物跡 第28図15、B区遺構外 第33図12（鉄釘）

第1号竪穴建物跡 第10図15、第3号竪穴建物跡 第14図15、第4号竪穴建物跡 第16図8、

第8号竪穴建物跡 第25図59～64、第9号竪穴建物跡 第28図16・17、第10号竪穴建物跡 第

29図22、A・B区遺構外 第34図11～13（石器）

I 確認調査の概要

1 調査に至る経過

平成13年、隣接する深谷市幡羅官衙遺跡において、民間の開発に伴う試掘・確認調査により大型の倉庫跡（幡羅郡家の正倉）が発見され、平成14年度以降35次に亘る、保存目的の範囲内容確認調査（以下、確認調査）が実施されてきた。この遺跡は、幡羅郡家跡として認識され、これに隣接する西別府祭祀遺跡、西別府廃寺についても、郡家を構成する一要素であり、重要かつ不可欠なものとしての認識が高まつた。これにより、幡羅遺跡・西別府祭祀遺跡・西別府廃寺検討委員会（後に幡羅遺跡・西別府遺跡群検討委員会と改称）を設置し、これらの遺跡の学術的な評価を行うとともに、将来的な保存・活用策のための調査、検討をすることとなった。

熊谷市においても、平成15年度から、この検討委員会の指導の下、西別府官衙遺跡群（現在、幡羅官衙遺跡群）の3遺跡（西別府祭祀遺跡、西別府廃寺、西別府遺跡）の詳細な状況を把握するため、遺跡の確認調査を実施してきた。それは、平成15年度の西別府遺跡における予備調査に始まり、平成16年度は西別府遺跡確認調査（第1次調査）、平成17年度は西別府祭祀遺跡確認調査（第3次調査）、平成19年度は西別府祭祀遺跡確認調査（第4次調査）、平成20年度は西別府遺跡確認調査（第1次調査）、平成21年度は西別府遺跡・西別府廃寺確認調査（第3次調査）、平成22年度は西別府遺跡・西別府廃寺確認調査（第4次調査）、平成23年度は西別府祭祀遺跡確認調査（第5次・第6次調査）、平成24年度は今回報告する大竹遺跡確認調査（第1次調査）、そして、平成29年度は西別府廃寺確認調査（第6次調査）を行っている。なお、平成24年度調査の大竹遺跡は、幡羅官衙遺跡群には含まれないが、幡羅郡家の周囲に広がる郡家関連の律令集落の一つとして捉えることができる遺跡である。

各々の調査は、調査に先立ち、文化財保護法58条の2第1項及び同法第99条第1項（平成17年4月法改正により同条）の規定に基づく埋蔵文化財発掘の通知を提出し、熊谷市教育委員会により実施された。本報告の大竹遺跡確認調査（第1次調査）に関わる熊谷市教育委員会の通知は、以下のとおりである。

平成24年度（第1次調査）

平成24年11月4日付け熊教社発第1582号

2 確認調査、報告書作成の経過

(1) 大竹遺跡確認調査（第1次調査）

確認調査は、平成24年11月15日から12月19日にかけて行った。調査面積は、約276m²である。

調査は、幡羅官衙遺跡群が広がる台地北縁部のやや内陸側、西別府廃寺及び西別府遺跡が所在するか所の南の畠地において、2か所調査区を設定して実施した。調査区の規模は各々、A区が東西約13m、南北約10m、B区が東西約27m、南北約5mの規模で、A区の北にB区が位置する関係にある。また、調査は前者から後者へと順に実施し、各々、重機により遺構確認面まで掘削した。その後、調査区の壁面及び床面を精査し、遺構確認を行った。

調査は、遺構確認を主体とする調査であり、検出された遺構については、数cm掘削するに止めたが、一部の遺構については、遺構の重複関係、土層堆積の状況、遺構の時期判断を目的に、その一部を掘削して調査を行った。

遺構については、その分布状況を平面図に作成し、遺構確認及び掘削の際に出土した遺物については、分布図を作成し取り上げを行った。また、一部を掘削した遺構については、土層断面図を作成した。

写真撮影については、主要な遺構を中心に近接撮影を行い、全体については空中写真撮影を行った。

(2) 整理・報告書作成作業

本書の整理作業は、平成29年4月から平成30年3月にかけて実施した。

まず、遺物の洗浄、注記、接合、復元作業を行った。その後、遺物の分類を行い、実測作業を開始した。また、これらと並行して遺構の図面整理を行った。

次に、土器等の遺物のデジタルトレース、拓本を探り図版を作成し、併せて遺構等のトレース・図版の作成を行った。そして、遺構の写真整理・遺物写真撮影を行い、写真図版の割付をした。また、これと並行して原稿執筆を行った。

最後に、印刷業者の選定を行い、校正を経て本報告書を刊行した。

3 確認調査、整理・報告書刊行の組織

主　体　者　　熊谷市教育委員会

(1) 確認調査

平成24年度

教育長	野原　晃
教育次長	鯨井　勝
社会教育課長	岩上　精純
社会教育課文化財保護・市史編さん担当副参事	根岸　敏彦
社会教育課副課長兼文化財保護係長	森田　安彦
主幹（文化財保護係）	吉野　健
文化財保護係主査	杉浦　朗子
主査	松田　哲
主任	藏持　俊輔
主事	山下　祐樹

(2) 整理・報告書作成

平成29年度

教育長	野原　晃
教育次長	正田　知久
社会教育課長	鶴田　敏男
社会教育課文化財保護・市史編さん担当副参事	吉野　健

社会教育課副課長兼文化財保護係長	新井 端
社会教育課業務主幹（文化財保護係）	宮前 彰生
文化財保護係主査	星 祥子
主査	松田 哲
主査	小島 洋一
主査	藏持 俊輔
主任	山下 祐樹
主任	腰塚 博隆
主事	武部 喜充
主事	島村 篤久
主事	大野美和子
事務嘱託	山崎 和子

第1表 熊谷市幡羅官衙遺跡群調査一覧表

年度	遺跡名	調査次	調査期間	堆積者	地番	調査面積	調査通知等	担当者
明和28	西別府祭祀	第1次	S38. 4. 4～4. 6	—	西別府字西方1575先	29.75m ²	S38. 4. 26付地文記第484号	大堀聖雄 小澤國平
平成2	西別府廢寺	第1次	H2. 4. 20～8. 31	—	西別府字西方1594-12他	1,530m ²	H2. 4. 18付2熊教社発第65号	金子正之 吉野 健
平成4	西別府廢寺	第2次	H4. 7. 1～11. 16	—	西別府字西方1599-5他	1,161.90m ²	H4. 5. 27付熊教社発第200号	吉野 健
	西別府祭祀	第2次	H4. 11. 19～H5. 3. 31	—	西別府字西方1566-1 先他	2,500m ²	H4. 10. 22付熊教社発第685号	金子正之 吉野 健
平成15	西別府	子備	H16. 2. 23～2. 27	罐口 瞳	西別府字西方1578-1	60m ²	(試掘調査)	吉野 健
平成16	西別府	第1次	H16. 12. 6～12.22	罐口 瞳	西別府字西方1578-1	300m ²	H17. 2. 21付熊教社発第870号	寺下博
平成17	西別府祭祀	第3次	H18. 2. 23～3. 8	湯殿神社	西別府字西方1575	25.39m ²	H18. 2. 10付熊教社発第340号	松田 哲
平成19	西別府祭祀	第4次	H20. 3. 3～3.14	湯殿神社	西別府字西方1579-1	33.70m ²	H20. 2. 29付熊教社発第405号	松田 哲
平成20	西別府	第2次	H21. 2. 9～3. 6	罐口 瞳	西別府字西方1578-1	450m ²	H21. 2. 5付熊教社発第1583号	吉野 健
平成21	西別府	第3次	H21. 5. 27～6. 30	罐口 瞳	西別府字西方1578-1	540m ²	H21. 5. 26付熊教社発第1102号	吉野 健
	西別府廢寺	第3次						
平成22	西別府	第4次	H22. 6. 9～7. 13	湯澤哲郎	西別府字西方1578-4	255m ²	H22. 6. 8付熊教社発第1178号	吉野 健
	西別府廢寺	第4次					H22. 6. 30付熊教社発第1261号	吉野 健
平成23	西別府祭祀	第5次	H23. 10. 11～10. 20	田島一宏	西別府字灌下1563	64m ²	H23. 9. 27付熊教社発第1444号	吉野 健
	西別府祭祀	第6次	H24. 1. 26～3. 16	田島一宏 飯田好一	西別府字灌下1564-1	192m ²	H24. 1. 19付熊教社発第1676号	吉野 健
				佐藤幸子 佐藤ノリ	西別府字大竹1628-1 西別府字大竹1628-5	275.70m ²	H24. 11. 4付熊教社発第1582号	吉野 健
平成24	大竹	第1次	H24. 11. 15～12. 19	平川修三	西別府字大竹1630-1			
平成28	西別府廢寺	第5次	H28. 7. 19～9. 7	(社)別府会	西別府字西方1599-3	339.29m ²	H28. 7. 13付熊西道発第2号 (備註：熊谷市西道の行方未詳の調査会合)	吉野 健 經塙博隆
平成29	西別府廢寺	第6次	H30. 3. 5～3. 27	湯澤義子	西別府字西方1595-3	70m ²	H30. 2. 26付熊教社埋発第534号	新井 端
				田島謙一	西別府字西方1596-1			

II 遺跡の立地と環境

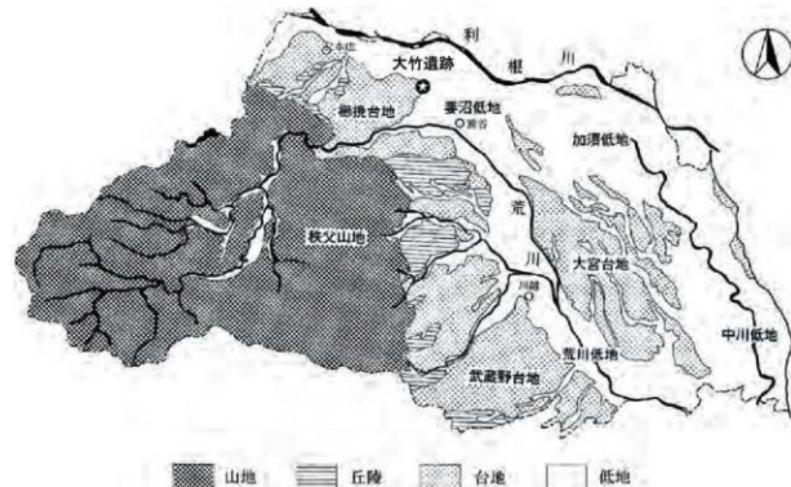
熊谷市は、埼玉県の北部、東京都心から50~70km圏に位置し、その区域は南北に約20km、東西に約14kmの規模を有する。

市の南には荒川が、北には利根川がそれぞれ西から南東方向に流れ、両河川が最も近接する地域にある。地形的には、市の西側に櫛挽台地、荒川を挟んで南側には江南台地及び比企丘陵、北側及び東側には妻沼低地が広がり、市の大半はこの妻沼低地上にある（第1図）。

櫛挽台地は、洪積世に形成された荒川扇状地の左岸一帯の総称で、寄居町末野付近を扇頂として東は市西部の三ヶ尻付近まで、北東方向へは本報告である大竹遺跡及び幡羅官衙遺跡群が所在する西別府付近まで伸びている。標高は約36~54mを測り、妻沼低地に向かって緩やかに下る。また、扇状地扇端である三ヶ尻や西別府地区の台地裾部においては、扇央部で伏流水となっていた水が湧水となって現れ、かつては多数確認されていた。

櫛挽台地の東側には、完新世に荒川の乱流により新たに形成された新期荒川扇状地が広がっている。この新期荒川扇状地は、熊谷市の南西に位置する深谷市（旧川本町）菅沼付近を扇頂として妻沼低地へと広がっており、自然堤防や後背湿地が発達している。

本報告の大竹遺跡は、櫛挽台地北東端縁辺部の台地上に所在し、標高約34mを測る。また、遺跡はJR高崎線龍原駅の北西約2.0km、荒川から北へ約6.0km、利根川から南へ約5.0kmの距離にある。本報告の調査か所は、現地表面から遺構確認面までの深さが概ね70~75cmであった。



第1図 埼玉県の地形図

次に、本報告の遺跡を中心に歴史的環境を概観する（第2図）。

旧石器時代から縄文時代であるが、この時期の遺跡の発見例はきわめて少ない状況である。旧石器時代で知られているのは、近くでは平安時代の堅穴建物跡の埋土中から出土した櫛挽台地東端にある籠原裏遺跡の黒耀石製尖頭器の事例がある。

縄文時代になると、櫛挽台地北端にある深谷市東方城跡において、草創期の可能性がある尖頭器が出土している。

前期になると台地のみならず低地上にも出現しはじめ関山式土器が出土した寺東遺跡等の集落跡が確認されている。中期は、特に後半段階の加曾利E式期の遺跡が爆発的に出現するが、依然として櫛挽台地及び台地直下の低地上に集中している。

後期になると遺跡数は減少傾向ではあるが、徐々に低地へと進出をはじめ、本遺跡周辺では、中期と同様に集中して所在し、深谷市内においても、台地縁辺部及び台地下の低地上で遺跡が確認されている。

晩期になると、さらに遺跡数が減少し、市内においては非常に少ないが、低地の自然堤防上に進出した遺跡が目立つようになる。市東部の妻沼低地に位置する上之地区では安行式土器が検出されている。深谷市では低地においていくつかの遺跡が確認されているが、上敷免遺跡では晩期終末の浮線文土器片が多数出土しており、また、市東部妻沼低地の前中西遺跡（地図未掲載）の包含層中及び他時期の遺構からも浮線文土器が出土している。これは、次の弥生時代が始まる以前に人々が低地に進出してきた証しだり、次代へのつながりが看取できる。

弥生時代については、深谷市において妻沼低地の上敷免遺跡の包含層から県内初の前期遠賀川式土器の胴部上半破片が出土している。その後、中期に至ると多くの遺跡の存在が確認されるようになる。中期以降の集落は、櫛挽台地上及び台地下の自然堤防上に営まれている。市内では三ヶ尻遺跡に含まれる三ヶ尻上古遺跡、横間栗遺跡、飯塚遺跡、飯塚南遺跡、飯塚北遺跡、深谷市では上敷免遺跡等であり、飯塚遺跡を除きいずれも再葬墓が検出された遺跡である。横間栗遺跡は、前期末から中期中頃の再葬墓が16基発見され、この一括資料は1999年3月に埼玉県指定文化財となっている。この横間栗遺跡に近接する関下遺跡では中期中頃の堅穴住居跡が確認され、隣接する石田遺跡とともに集落域の広がりを想起させる遺跡である。

一方、市内東部の低地上では、水稻耕作を基盤とした本格的な集落が営まれ、池上遺跡（地図未掲載）は環濠集落として知られ、弥生土器等出土品67点が2017年3月に埼玉県指定文化財となっている。また、小敷田遺跡（地図未掲載）では関東地方で最も古い段階の須和田式期の方形周溝墓が確認されている。

中期後半には、市内では妻沼低地の北島遺跡（地図未掲載）や前中西遺跡で集落が確認されており、深谷市のやはり妻沼低地では、宮ヶ谷戸遺跡や上敷免遺跡で集落が確認されている。後期中頃から終末にかけては、少ないものの低地上各地に遺跡が見られる。市内弥藤吾新田遺跡、中条条里遺跡（地図未掲載）に含まれる東沢遺跡、行田市池守遺跡（地図未掲載）が存在する。東沢遺跡・池守遺跡では吉ヶ谷式土器が、弥藤吾新田遺跡では南関東系の弥生町式土器が出土している。

古墳時代になると、古墳は台地・自然堤防等の微高地に形成され、集落は台地のみならず低地の自然堤防上にも活発に営まれるようになり、次第に遺跡数も増加傾向にある。前期の遺跡は特に低地における確認例が増え、本遺跡周辺では、市内は横間栗遺跡、根絡遺跡、中耕地遺跡、一本木前遺跡、深谷市



第2図 大竹遺跡と周辺遺跡分布図

は明戸東遺跡、東川端遺跡、宮ヶ谷戸遺跡、上敷免遺跡等がある。北部や東部まで広く見てみると、市内では池上遺跡、中条条里遺跡に含まれる東沢遺跡、北島遺跡、前中西遺跡、藤之宮遺跡（地図未掲載）、弥藤吾新田遺跡が知られるほか、行田市池守遺跡、小敷田遺跡等が知られる。集落では、北島遺跡においては弥生時代に統いて大規模な集落が営まれており、東沢遺跡とあわせて河川跡から鋤・鎌をはじめとした多量の木製農具を出土した遺跡として知られる。さらに、北島遺跡では東海地方にその系譜が求められるバレス壺や高坏が多く見られ、近接する小敷田遺跡においても畿内や東海地方等の外來系の土器が多数出土している。

墓域の存在としては、一本木前遺跡、上敷免遺跡、東川端遺跡等で方形周溝墓群が確認されている。これら方形周溝墓も古墳の出現とともにその影響を受け、江南台地では埼玉県指定史跡である塙古墳群1支群（地図未掲載）の前方後方墳や方墳等のように古墳が定着する過渡期の墳墓が出現する。

中期の様相は、他の時期と比べて不明な点が多いが、集落が大規模に展開していくのは中期後半以降となるようである。市内の北島遺跡、中条遺跡（地図未掲載）、藤之宮遺跡、前中西遺跡等、深谷市の森下遺跡（地図未掲載）等で遺構・遺物が検出されている。森下遺跡では竪穴住居跡が8軒検出されており、大型建物跡を中心に配置されている。

一方、古墳に目を転じてみると、数こそ少ないが、妻沼低地の福川の自然堤防上に市指定史跡・横塚山古墳が存在する。これは、B種横刷毛の埴輪をもつ前方後円墳（後円部は一部欠損）である。

後期になると遺跡数は爆発的な増加をみる。集落は台地ばかりではなく自然堤防上にもさらに積極的に進出を図っていったようであり、奈良・平安時代へと継続して展開する大規模なものが多く見受けられる。市内では櫛挽台地の三ヶ尻遺跡、新期荒川扇状地の樋の上遺跡、妻沼低地の本郷前東遺跡、新屋敷東遺跡、一本木前遺跡、飯塚南遺跡等をはじめ数多くの遺跡が確認されている。樋の上遺跡では平安時代までの竪穴住居跡が150軒以上検出されている。一本木前遺跡では古墳時代後期を中心奈良・平安時代の竪穴住居跡が450軒以上も検出されており、河川の氾濫にもかかわらず同じところに累々と集落が営まれている状況が確認されている。また、同じく後期の水辺の祭祀跡も発見されている。

古墳を見てみると、群を形成して築造されているのがわかる。櫛挽台地の別府古墳群、在家古墳群、龍原裏古墳群、三ヶ尻古墳群、深谷市木の本古墳群、新期荒川扇状地の広瀬古墳群、石原古墳群、肥塚古墳群（地図未掲載）、荒川右岸の段丘堆積層上の埼玉県指定史跡・深谷市鹿島古墳群（地図未掲載）、妻沼低地の中条古墳群（地図未掲載）、上之古墳群（地図未掲載）、上江袋古墳群等数多くが分布する。これらはおおむね6世紀から7世紀ないしは8世紀初頭にかけて形成された古墳群である。市内において特筆すべき古墳を挙げると、龍原裏古墳群は川原石乱石積の胴張型横穴式石室を有する古墳群であるが、7世紀後半～8世紀初頭の築造と考えられる特異な八角形の墳形をもち、刀装具等特殊な遺物が出土した古墳の存在が知られており、終末期の古墳の様相、さらには幡羅郡家跡である幡羅官衙遺跡との関係においても見逃すことのできない発見である。広瀬古墳群中の宮塚古墳は、上円下方墳という特異な墳形を今に残し国指定史跡として知られている。肥塚古墳群では、川原石乱石積と角閃石安山岩切組積の2種類の胴張型横穴式石室をもつ古墳が確認されており、前者は荒川水系の石材、後者は利根川水系の石材と判断され非常に興味深い様相を呈している。中条古墳群中の鎧塚古墳（地図未掲載）は全長43.8mの帆立貝式前方後円墳で、須恵器高坏型器台等（埼玉県指定文化財）を伴う墓前祭祀跡2か所が

確認されており、築造年代は5世紀末～6世紀初頭に比定されている。

奈良・平安時代には、この地域も律令体制に組み込まれていき、市内には幡羅郡、男衾郡、大里郡、埼玉郡の4郡が存在していたとされる。本遺跡群周辺一帯は、そのうち幡羅郡に属し、現在の市域の西部及び北部、深谷市東部の一帯が該当すると考えられている。

前述したとおり、古墳時代後期に自然堤防上の微高地に形成された集落の多くは、増減はあるものの奈良・平安時代へと継続されていき、また規模の大きいものが多い。この頃の中心的集落遺跡は妻沼低地の北島遺跡にみられる。300軒以上もの堅穴住居跡が検出されている大規模集落である。7世紀から9世紀までを中心に、12世紀さらには中世にまで及ぶ集落であり、大規模な掘立柱建物跡・道路状遺構・河川跡等様々な遺構と遺物が検出されている。また、9世紀前半には二重の溝で区画され、区内に大型の掘立柱建物跡と少数の堅穴建物跡で構成される地区が登場している。この区画施設は、10世紀前半には位置を変え、11世紀前半には消滅する。つまり、北島遺跡は地域の中核となる典型的律令集落である。その近隣には、7世紀末～8世紀初頭の出舉木簡を出土した小敷田遺跡、9世紀代の整然と配された掘立柱建物跡群が検出された池上遺跡も存在する。また、諫訪木遺跡（地図未掲載）では、古墳時代後期から平安時代にかけての祭祀が行われた河川跡が検出され、玉類、被熱した銅鏡、さらには畜串・人形等の木製祭祀具を使った水辺の祭祀が行われていたことが確認されたほか、平安時代の溝に区画された集落跡や大型の掘立柱建物跡群、多数の灰釉陶器や綠釉陶器が検出される等、官衙的様相が看取できる。

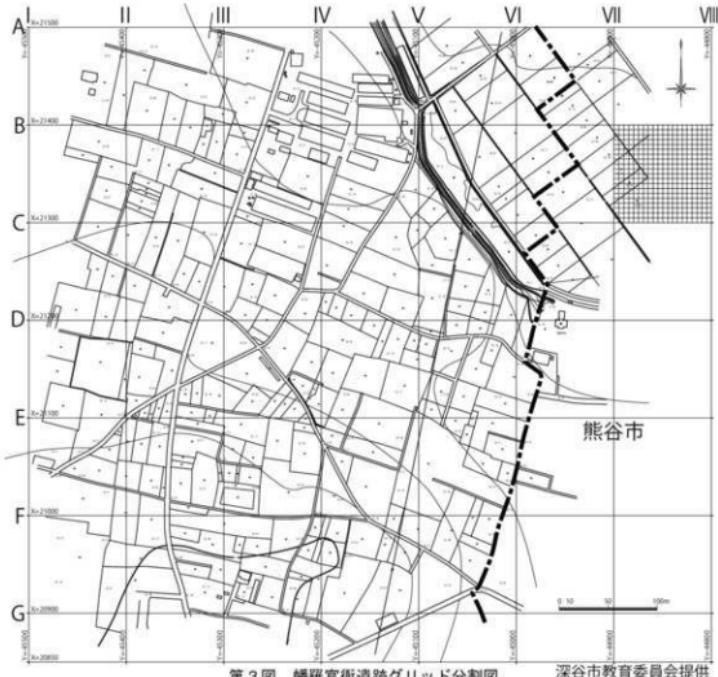
特筆すべき遺跡として、櫛挽台地北東端に深谷市幡羅官衙遺跡が所在する。この幡羅官衙遺跡は東西約500m、南北約400mの範囲をもつ幡羅郡家跡であり、これまでに郡庁を除く正倉院、館、厨家、曹司ブロック、道路等の施設が検出されている。そして、この幡羅官衙遺跡に隣接して西別府遺跡・西別府廃寺・西別府祭祀遺跡の3遺跡が存在し、郡家と一体をなす遺跡群として理解され、幡羅官衙遺跡及び西別府祭祀遺跡が幡羅官衙遺跡群の名称で2018年2月13日国史跡に指定されている。西別府遺跡は幡羅官衙遺跡と一体の遺跡と捉えることができ、西別府廃寺は郡司が創建に関わったとされる8世紀初頭創建の寺院、西別府祭祀遺跡は7世紀後半から11世紀前半まで石製模造品や土器を用いて湧泉で行われた祭祀場跡である。また、この西別府祭祀遺跡の北西、妻沼低地上に所在する本郷前東遺跡・新屋敷東遺跡では、河川跡の縁辺部や集落内の祭祀跡で7世紀前半の土器と共に伴する石製模造品が出土し、水利にかかる再生を祈願した水の祭祀と理解され、西別府祭祀遺跡は、時期的にこれらの遺跡に統く祭祀遺跡と考えられている。なお、幡羅官衙遺跡・西別府廃寺及び西別府祭祀遺跡に挟まれる西別府遺跡範囲内の未調査の空間地は、幡羅郡家の郡庁が存在するのではないかと推定されている。

さらに、台地上には、幡羅官衙遺跡を取り巻くように、深谷市下郷遺跡・本報告の大竹遺跡・西別府館跡が所在し、これらの遺跡では幡羅官衙遺跡と同時期の集落が確認されており、下郷遺跡においては帶金具（巡方・丸柄）、円面鏡、鉄製刀子のほか「幡羅」を示す墨書き土器「坡」・「婆羅」・「羽多」が、大竹遺跡においても挂甲の小札と考えられる鉄製品が検出されるなど、役人の存在や官衙的要素をもつ特殊遺物が見られ、幡羅郡家に密接な関わりがあると考えられる人々が居を構えていた集落と推定される。一方、台地下の低地には、同郡に属する別府条里遺跡や道ヶ谷戸条里遺跡が所在し条里制に関わる遺構の痕跡をとどめている。市内の条里跡の存在については、東に隣接する埼玉郡に属すると考えられ

る市内東部の中条里遺跡（地図未掲載）が所在する。

平安時代末から中世になると、武藏七党やその他の在地武士団の館跡が散在するようになるが、実態については不明なものが多い。本報告遺跡の近辺の櫛挽台地上には、別府城跡、別府氏館跡、西別府館跡等がある。別府城跡は別府氏の居館で、現在でも土壘と空堀が良く残っている。西別府館跡は、以前は土壘の一部を残す状態であったが、現在は石標がその存在を示すのみである。また、新期荒川扇状地にある三ヶ尻地区には黒沢館跡が所在し、また、樋の上遺跡、若松遺跡、社裏北遺跡、社裏遺跡、社裏南遺跡といった土坑墓が多数検出された遺跡等多くの中世遺跡や遺物が確認されている。その中で特筆すべきは黒沢館跡で、発掘調査により出隅をもち全周する堀と土壘、虎口等が検出され、渡辺隼山が記した文献である『訪瓶錄』^{はうへいりく}に記載の「黒沢屋敷」と調査成果が一致した大変貴重な例である。ところで、中世に関しては依然として資料がまだ不足している状態で、今後の資料の蓄積に期待されるといった状況であるが、荒川右岸の江南地区は、鎌倉時代初期からの多数の板石塔婆が存在することから、信仰心の厚い有力な武士が居住していたことが分かる重要な資料が残っていることで注目される。

最後に、近世については、本遺跡に近接して櫛挽台地上先端に所在する西方遺跡で土坑墓群が検出されているほか、西別府廃寺の遺跡範囲内で検出された土坑群や竪穴造構からは近世の陶磁器、瓦質土器、瓦、古錢等が出土している。なお、近世についても中世と同様に、市内において調査例がみられるものの、不明な点が多いといった実態である。



第3図 櫛羅官衙遺跡グリッド分割図

深谷市教育委員会提供



第4図 墓羅官衙遺跡群範囲図

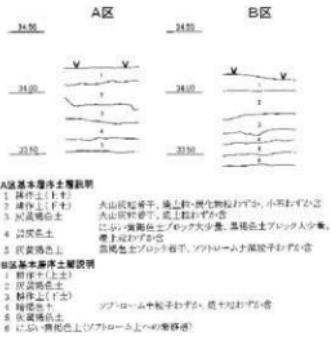
III 遺跡の概要

1 調査の方法

確認調査の方法は、一辺 5 m のグリッドを用いて行い、幡羅官衙遺跡群及び関連遺跡の全体が把握できるよう幡羅官衙遺跡の調査に用いた国家方眼座標（国家標準平面直角座標第IX系）に合わせた（第3図）。

実測作業にあたっては、交点を基準に水糸で 1 m 間隔のメッシュを張り、簡易造り方による方法で行った。

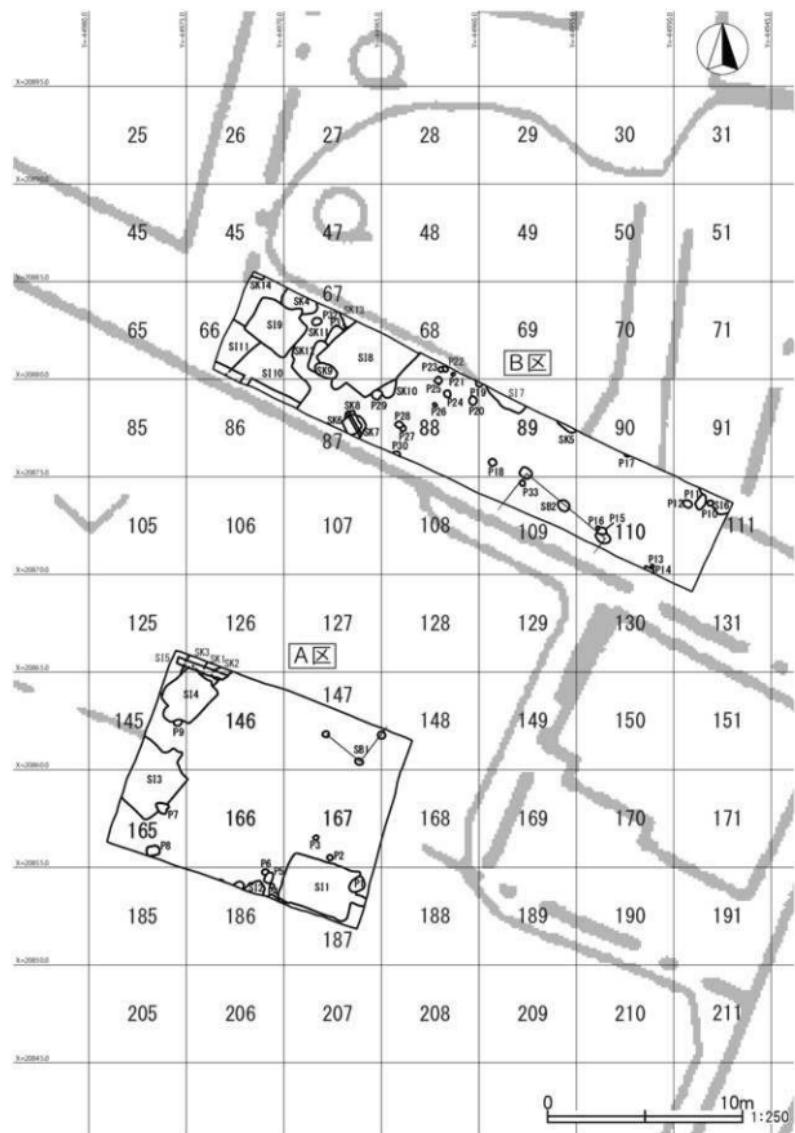
なお、A区・B区各々の調査区の基本層序は第5図のとおり（縮尺：1/40）であり、A区においては第5層、B区においては第6層の下面（次の層の上面）が遺構確認面であった。



第5図 調査区基本層序



第6図 大竹遺跡調査地点位置図



第7図 大竹遺跡第1次調査区全体図

2 検出された遺構と遺物

調査地点は2地点で、いずれも大竹遺跡範囲の北西隅付近にある。なお、本報告では、南の調査地点をA区、北の調査地点をB区と呼称した。

検出された遺構は、A区では、飛鳥時代の竪穴建物跡1棟、飛鳥～奈良時代の竪穴建物跡2棟、平安時代の竪穴建物跡2棟、飛鳥時代の土坑1基、平安時代のピット2基のほか、時期不明の掘立柱建物跡1棟、土坑2基、ピット7基である。出土した遺物は、飛鳥時代～奈良時代の土師器、須恵器、土錘、平安時代の土師器、須恵器、須恵系土師質土器、ロクロ土師器、灰釉陶器、綠釉陶器のほか、磨石、敲石等であった。

一方、B区では、遺構が、飛鳥～奈良時代の竪穴建物跡3棟、掘立柱建物跡1棟、奈良時代の竪穴建物跡1棟、平安時代の竪穴建物跡1棟のほか、時期の詳細が不明及び時期不明の竪穴建物跡1棟、土坑11基、ピット24基が検出された。出土した遺物は、縄文時代の深鉢形土器、飛鳥時代～奈良時代の土師器、須恵器、土錘、鉄製釘・小札、平安時代の土師器、須恵器、須恵系土師質土器、ロクロ土師器、灰釉陶器、綠釉陶器、平瓦、土錘、鉄製釘、磨石、敲石、台石等であった。

出土遺物にかかる特記事項は、A区では、遺構外出土遺物ではあるが平安時代の須恵系土師質土器に判読不明の墨書が認められた。B区では、挂甲の小札と考えられる鉄製品が飛鳥時代の竪穴建物跡で検出された。また、ほとんどが遺構外出土遺物であるが、平安時代（10世紀後半が主体）の灰釉陶器に混じって綠釉陶器が認められた。なお、B区では、縄文時代の深鉢形土器片がピットから検出されたが当該期の遺構として判断するには決め手に欠けると思われる。

第2表 遺構番号新旧対照表（左：新番号 右：現場時番号、各調査区名を付して呼称）

1 A区

竪穴建物跡 (SI)		ピット (P)	
1	01	1	01
2	02	2	02
3	03	3	03
4	04	4	04
5	05	5	05
掘立柱建物跡 (SB)		6	06
1	01	7	07
土坑 (SK)		8	08
1	02	9	09
2	03		
3	04		

2 B区

竪穴建物跡 (SI)		ピット (P)			
6	01	10	07	20	11
7	02	11	08	21	12
8	03	12	09	22	13
9	04	13	10	23	14
10	05	14	11	24	15
11	06			25	16
掘立柱建物跡 (SB)		10	01	26	17
2	01	11	02	27	18
土坑 (SK)		12	03	28	19
4	01	13	04	29	20
5	02	14	05	30	21
6	03	15	06	31	22
7	04	16	07	32	23
8	05	17	08	33	24
9	06	18	09		
		19	10		

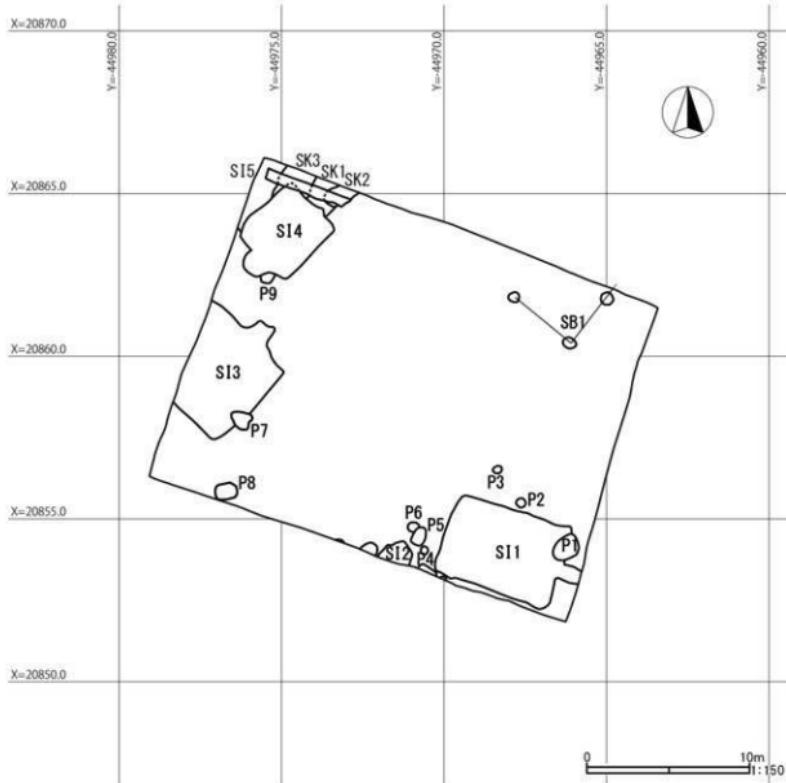
IV 遺構と遺物

1 A区の調査

調査区は、大竹遺跡の遺跡範囲北西端にある。調査区の形状は東西が南北よりやや長い長方形であり、面積は135.3m²である。調査区の座標は、X=20,850~20,870、Y=-44,960~-44,980内にあり、幡羅官衙遺跡大グリッドのG-VIグリッド、小グリッドの125・126・145・148・165・168・185~187内にある（第3・7図参照）。

調査区周辺の標高は約34mで、遺構確認面までの深さは、約70cmであった。

確認された遺構は、堅穴建物跡5棟（第1～5号堅穴建物跡）、掘立柱建物跡1棟（第1号掘立柱建物跡）、土坑3基、ピット9基であった。総体としての遺構分布状況は、調査区の北東部、南東部及び西端部に集中しており、調査区の中央部は遺構の所在がない空閑地であった。



第8図 A区全測図

堅穴建物跡は、南東隅に第1号、2号堅穴建物跡が近接して確認された。また、北西隅に第4号、5号堅穴建物跡が重複して確認され、前者が後者を切っていた。一方、第3号堅穴建物跡は、西端南寄りに単独で確認された。各々の堅穴建物跡は、7世紀後半に第5号堅穴建物跡、7世紀末～8世紀初頭に第3・4号堅穴建物跡、9世紀末～10世紀初頭に第1号堅穴建物跡、10世紀前半に第2号堅穴建物跡の順に造られたと考えられる。

掘立柱建物跡は、北東隅に第1号掘立柱建物跡が単独で確認された。時期は不明であり、1間×1間以上の小型の掘立柱建物跡である。仮に1間四方の建物であったならば、倉庫ないしは社のような建物が想定されるであろうか。

土坑は、北西隅に3基まとめて、互いに重複して確認された。また、第4・5号堅穴建物跡とも重複関係にあった。土坑同士は、第3号土坑、第1号土坑、第2号土坑の順に造られたと考えられるが、時期については、出土遺物が乏しく時期を明確に判断するのは困難であったが、第1号土坑については7世紀後半以前と考えられた。

ピットは、その多くが南東隅の第1・2号堅穴建物跡周辺に集中して確認され、その他は、西端部に点在して確認された。また、堅穴建物跡と重複するものが3基（第1・7・9号ピット）、ピット同士で重複するものが2基（第5・6号ピット）、単独で4基（第2・3・4・8号ピット）であった。なお、一部掘り下げを行ったピットはわずかに2基（第1・7号ピット）であったため、ほとんどのピットの詳細は不明である。

(1) 堅穴建物跡

第1号堅穴建物跡（第9・10図、第3表）

調査区の南東部に位置する。座標X=20,850～20,860、Y=-44,965～-44,975内にある。第1号ピットと重複関係にあり、本遺構が切られている。なお、第2号堅穴建物跡と位置的に近接しているが、本遺構が若干先行していると思われる。

規模は、カマドの一部が調査区域外となっているが、建物の長軸3.76m、短軸2.50～2.70mを測り、平面形は、長方形を呈する。主軸方位は、N-109°-Eを示す。

プランの南西か所のほぼ4分の1を掘り下げた。土層断面観察から、床までの深さは最大10cmを測るが、検出面がほぼ床面の可能性があるため、貼床の掘り方の可能性が高い。また、建物内土坑では最深で19cmを測る。この埋土は、ランダムに堆積していることから人工堆積であると考えられることからも貼床の埋土と考えるのが妥当と思われる。

床面は、ほぼ平坦である。また、プランの北東部カマド前に土坑状の掘り込みが2か所、南東部から中央部にかけて貼床部と思われる埋土の違いが見られるか所が認められた。なお、南東部は貯蔵穴の埋土とも考えられるため、貼床か所がこの貯蔵穴と壁周溝と接続しているような形である。

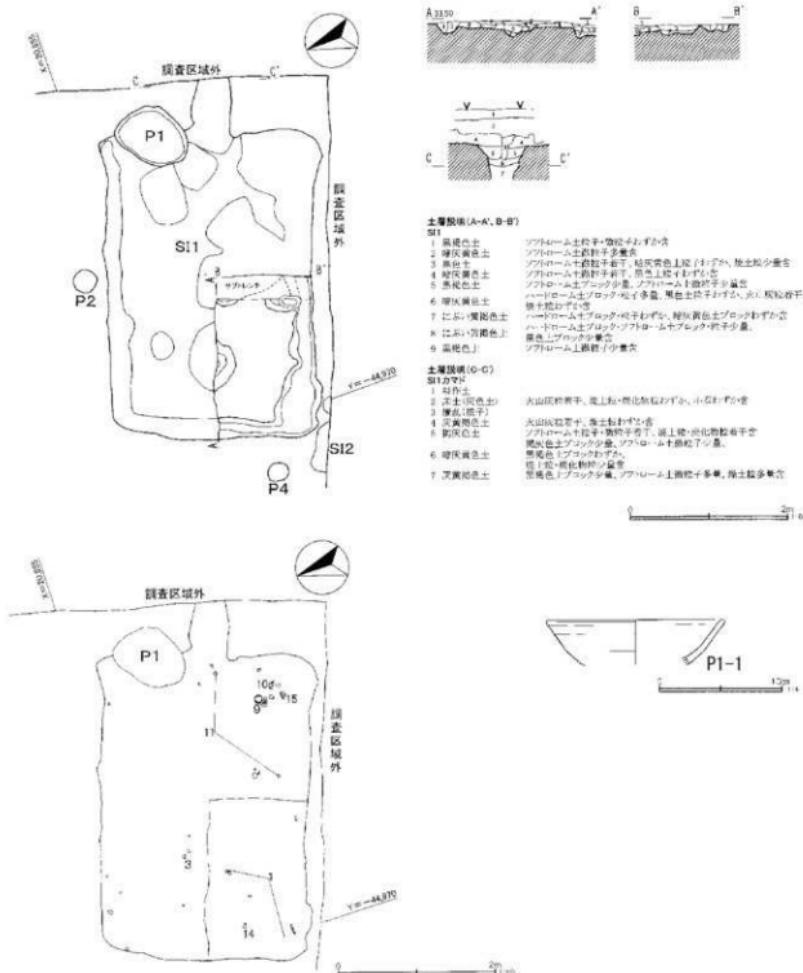
壁溝は、カマドに向かって左・北東壁部では確認されなかったが、これ以外のか所では途切れなく巡っていると考えられる。

柱穴と考えられるピットが、北西部で1基確認された。また、南東部については、貼床か所の掘方と一体化していく確認が困難な状況であった。また、中央部西寄りには建物内土坑と思われる掘り込みが

確認された。

カマドは、掘り下げを行っていないため、詳細は不明であるが、短軸の東壁のほぼ中央に設置されており、平面確認長0.73m、焚口幅0.43m、煙道部の先端は調査区域外となり確認できなかった。なお、調査区壁の土層断面観察から遺構確認面から0.40m以上の掘り込みと推定できた。

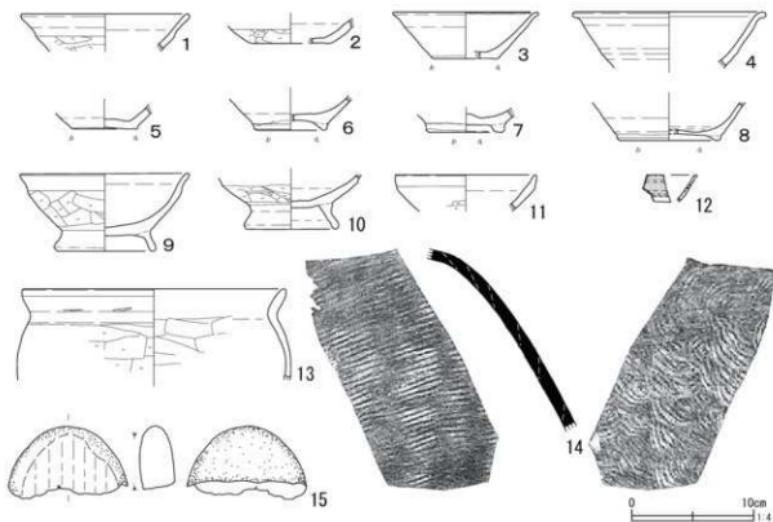
出土遺物は、土師器壺・甕、須恵系土師質土器壺・壺、須恵器甕、灰釉陶器壺等が出土し、貯蔵穴と



第9図 第1号竪穴建物跡、第1・2・4号ピット、第1号ピット出土遺物

思われるか所に集中している以外は、カマド設置の東壁と反対のプランの西半に点在して検出された。

時期は、出土遺物を見ると9世紀末～10世紀後半と幅があったが、第2号竪穴建物跡との関係から、9世紀末～10世紀初頭が主体と考えられる。



第10図 第1号竪穴建物跡出土遺物

第3表 第1号竪穴建物跡出土遺物観察表 (第10図)

項目番号(図面番号)	器種	口径	底高	底形	施工程	胎土	地成	色調	残存率	備考
10-1	土師器 井	(13.60)	残存高 3.10	—	—	ANGJ	A	17.5cm・黄褐色、17.5cm・褐色	口縁部20%	
10-2	土師器 井	—	残存高 1.40	—	(6.80)	ADGJ	B	外面：17.5cm・黄褐色 内面：17.5cm・褐色	底部分20%	
10-3	帆船系土師質土器 井	(11.70)	3.80	(5.20)	ABEK	A	17.5cm・黄褐色、褐色	10%		
10-4	帆船系土師質土器 井 (1段)	(15.40)	残存高 1.60	—	ABDL	B	外面：浅黄色 内面：17.5cm・黄褐色	20%	末野庵か	
10-5	帆船系土師質土器 井	—	残存高 1.90	—	ABEK	B	外面：明黄色、褐色 内面：褐色	底部分30%		
10-6	帆船系土師質土器 井	—	残存高 1.70	—	(6.00)	EDBBL	B	灰黄色、灰色	底部分30%	
10-7	帆船系土師質土器 井	—	残存高 1.40	—	(6.00)	ABBN	B	灰黄色、オーブ形態	底部分10%	
10-8	帆船系土師質土器 井	—	残存高 3.10	(8.00)	ABGJ	B	浅黄色、灰色	底部分25%		
10-9	帆船系土師質土器 井	(13.70)	6.40	7.90	ABEK	B	明赤褐色、17.5cm・褐色	60%		
10-10	帆船系土師質土器 井	—	底元残存高 1.60	7.30	ABEKK	B	外面：17.5cm・黄褐色 内面：17.5cm・褐色	底部分60%		
10-11	帆船系土師質土器 井	(11.40)	残存高 3.00	—	ABEKK	B	浅黄褐色	口縁部20%		
10-12	灰陶罐 井	—	—	—	AL	A	灰白色	口縁部破片 残存全面	ツケガケ (体外外面口縁部付近のみ。内面小程度剥落)。	
10-13	土器器 井	(21.40)	残存高 7.50	—	ABEKK	A	外面：17.5cm・黄褐色、灰黄褐色 内面：17.5cm・褐色、褐色	口縁部・脚部 上20%		
10-14	灰陶器 井	厚さ6.8～1.0	—	—	ABL	A	青灰色	脚部上半破片	末野庵。	
10-15	崩石	8.54.0	幅11.2 厚3.2 長さ19.0	—	—	—	—	—	ホルンフェルス。	

第2号竪穴建物跡（第11・12図、第4表）

調査区の南東部に位置する。座標X=20,850~20,855、Y=-44,965~-44,975内にある。直接重複関係にある遺構はないが、カマドの煙道部に近接して第5・6号ピットが所在することから、これらの遺構と重複していた可能性がある。

規模は、建物のプランのほとんどが調査区域外となっており、カマドの一部及び土層断面観察からプランの北壁の一部が確認されたに止まったため、建物の短軸と推定される北壁が4.17mを測る。平面形は不明である。主軸方位は、N-32°-Eを示す。

プランのほとんどが不明ではあるが、土層断面観察から、床までの深さは最大46cmを測る。なお、遺構確認ではカマドに向かって左にピット状の掘り込みが認められ、その深度は床面から20~25cmを測る。埋土は、ほぼレンズ状に堆積していることから、自然堆積であると考えられる。

床面は、ほぼ平坦である。

壁構は、土層断面観察から北東隅に認められた掘り込みと考えられ、その深さは、床面から5cmを測る。

カマドは、北壁のほぼ中央に設置されていると推定され、焚口部のみの検出で、煙道部については詳細が不明である。規模は、平面確認長0.90m、焚口最大幅0.97mを測る。また、土層断面観察から、遺構確認面から0.20mの深度の掘り込みであった。特筆すべきは、焚口燃焼部の補強材として主に片岩系



第11図 第2号竪穴建物跡

の石が使用されていて、左右とも大きく4~5個の石が据えられていた。また、中央には支柱石が据えられた状態で検出された。

出土遺物は、土師器壺・須恵系土師質土器壺・灰釉陶器壺・皿・縁釉陶器壺等が検出された。なお、灰釉陶器壺については、底部外面高台内を朱墨の転用硯にしたものであった。

時期は、10世紀前半と考えられる。

第3号竪穴建物跡（第13・14図、第5表）

調査区の南西部付近に位置する。座標X=20,855~20,865、Y=-44,970~-44,980内にある。第7号ピットと重複関係にあり、本遺構が切られている。

規模は、プランの西の一部が調査区域外となっているが、建物の検出東西軸最大長3.25m、南北軸最大長3.21mを割り、平面形は、おそらくほぼ正方形を呈すると推定される。主軸方位は、N=41°—Eを示す。

プランの北東か所のほぼ4分の1を掘り下げた。土層断面観察から、床までの深さは最大17cmを測る。埋土は、ほぼレンズ状に堆積していることから、自然堆積であると考えられる。

床面はほぼ平坦であるが、土層断面観察から、一部段差がある床面とも考えられる。

壁構は、掘り下げを行ったか所では確認されなかった。

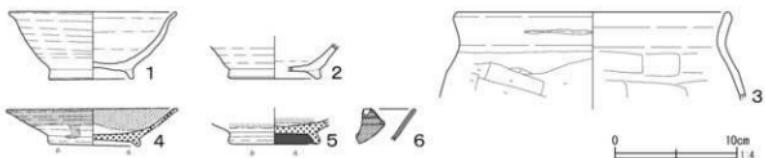
柱穴とも考えられるピットが、掘り下げを行ったか所の北東中央東寄りに1基確認された。深さは浅く、床面から8cm程度である。

カマドは、掘り下げを行っていないため詳細は不明であるが、東壁のほぼ中央に設置されている。規模は、平面確認最大長0.65m、焚口最大幅1.15mを測る。煙道部については不明である。

貯蔵穴は、推定される掘り込みが、カマドに向かって右に確認され、平面形はピットが数基重複する形状である。規模は、南北最大長が0.80mを測るが、東西長については限りが特定できず不明である。

出土遺物は、掘り下げを行ったか所全体に広がって検出された。土師器壺・塊・須恵器蓋・長頸壺・甕、土錐等が出土し、土師器壺には、内面に放射状の暗文を施したものが見られた。

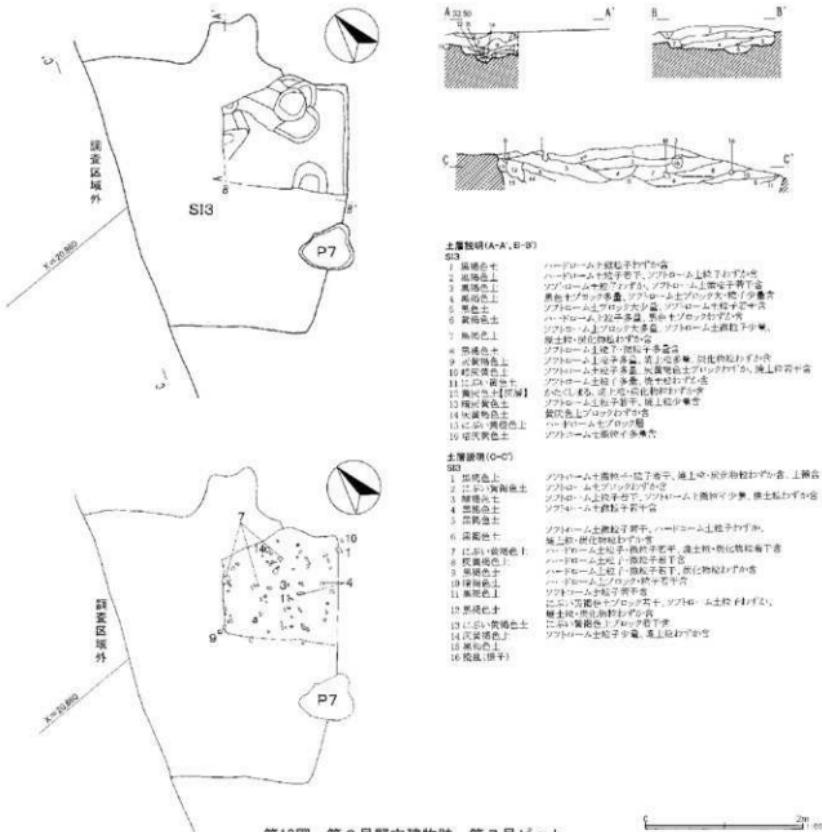
時期は、7世紀末~8世紀初頭と考えられる。



第12図 第2号竪穴建物跡出土遺物

第4表 第2号竪穴建物跡出土遺物観察表（第12図）

項目	調査番号	遺物名	種類	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存率	備考
12	1	須恵系土師質土器	壺	13.50	5.50	(6.60)	ABD	B	灰白色	75%	
12	2	須恵系土師質土器	壺	—	—	—	—	—	灰白色、に赤褐色	底部分30%	
12	3	土師器	壺	(22.00)	7.00	—	ABBD	A	外面：橙色、灰褐色 内面：橙色、灰褐色、に赤褐色	15%	
12	4	灰釉陶器	壺	(13.80)	5.10	7.00	AB	A	灰黄色	50%	体部内側面に灰褐色瓦ヶ法。 底部分（底面）1分強化。
12	5	灰釉陶器	壺	—	残存高 1.60	6.70	AB	A	灰白色	底部分30%	体部内外面に灰褐色瓦ヶ法。 底部分内面（内面）に朱墨。 底部分（底面）2分強化。
12	6	縁釉陶器	壺	—	—	—	B	B	明黄褐色 断面：浅黄褐色	口縁部破片	体部内外面に灰褐色。 底部分。



第13図 第3号竪穴建物跡、第7号ピット

第4号竪穴建物跡（第15・16図、第6表）

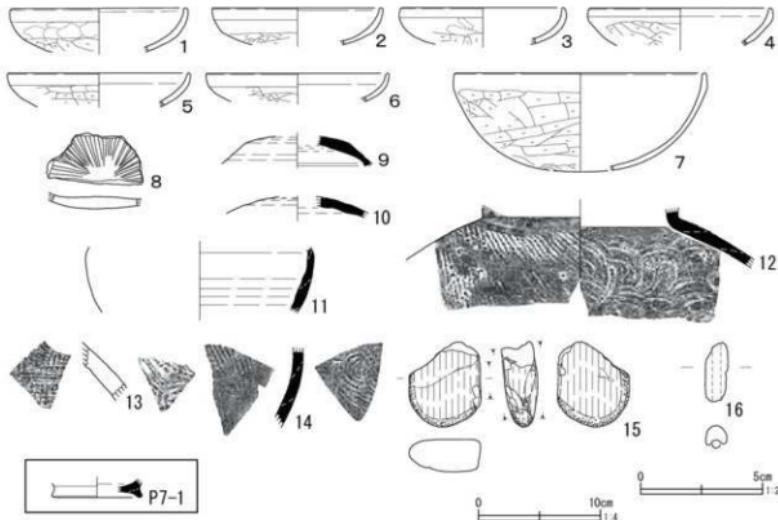
調査区の北西隅に位置する。座標X=20,860～20,870、Y=-44,970～-44,980内にある。第5号竪穴建物跡、第1・3号土坑及び第9号ピットと重複関係にあり、本遺構が重複関係にある全ての遺構を切っている。

規模は、建物の長軸最大長3.25m、南北軸最大長2.45m、短軸最大長2.22mを測り、平面形は長方形を呈する。主軸方位は、N-135°-Wを示す。

プランのはば東半を掘り下げた。土層断面観察から、床までの深さは最大23cmを測る。埋土は、レンズ状に堆積していることから、自然堆積であると考えられる。

床面はほぼ平坦である。

壁溝は、掘り下げを行ったか所では確認されなかった。



第14図 第3号竪穴建物跡、第7号ピット出土遺物

第5表 第3号竪穴建物跡出土遺物観察表 (第14図)

測定番号	測定項目	器種	口径	器高	底径	始土	被塗	色調	堆存率	備考
14-1	土器器 片	(14, 26)	—	ABH1	A	外面：にぶい褐色 内面：にぶい褐色	20%	内外面とも黒化の痕跡あり。 口縁部外面の一割に黒斑。		
14-2	土器器 片	(13, 76)	—	BD	B	外面：にぶい黄褐色、褐色 内面：にぶい褐色	17%			
14-3	土器器 片	(13, 26)	—	ABHK	B	褐色	口縁部10%			
14-4	土器器 片	(14, 76)	—	ABHJ	B	外面：にぶい黄褐色 内面：にぶい黄褐色、灰黃褐色	口縁部25%			
14-5	土器器 片	(14, 76)	—	ABD	B	外面：にぶい褐色	口縁部15%	内面黒化。		
14-6	土器器 片	(14, 96)	—	AB	B	褐色	口縁部10%			
14-7	土器器 片	(20, 46)	—	ABDGJK	A	外面：明赤褐色 内面：褐色	25%			
14-8	土器器 片	—	—	ABHJ	A	褐色、にぶい褐色	底面破片	内面に放射状纹理。		
14-9	土器器 片	—	—	ABEG2	B	灰色	口縫部10%~ 天井部15%	末野花か。		
14-10	土器器 片	—	—	ADGK	A	青灰色	天井部破片	末野花。		
14-11	土器器 片	—	—	AHL	A	灰色	觸部下半 破片	外面に自然模 様。		
14-12	土器器 片	細孔器 (16, 00)	—	ABD	A	青灰褐色	觸部上半 (前回) 20%	触部上半背面に自然模 様。外面：触部器付近に同心円の凹凸をめぐらし 以下は平行四辺形に分布。 内面：青褐色又て具柄。		
14-13	土器器 片	厚さ1.15~1.40	—	ABDG	B	外面：灰褐色 内面：にぶい赤褐色	觸部破片	外面：平行四辺形に分布。 内面：青褐色又て具柄。		
14-14	土器器 片	厚さ0.80~0.85	—	AHL	A	灰白色	觸部下半 破片	外面：平行四辺形・具柄ナメ。 内面：青褐色又て具柄。 末野花。		
14-15	磨石	厚さ1.5 厚さ1.7 重量62.5g	—	—	—	—	—	触部1/3面、 砂目。		
14-16	土塊	厚さ1.8 厚さ1.5 重量1.6kg	—	—	—	黑色	触部			



第15圖 第4・5号竪穴建物跡、第1～3号土坑、第5号竪穴建物跡・第1号土坑出土遺物

柱穴と考えられるピットが、掘り下げを行ったか所の南東壁寄りに確認され、2基が重複している状況であった。なお、床面には、他に4基のピットが建物中央部に集中して検出された。

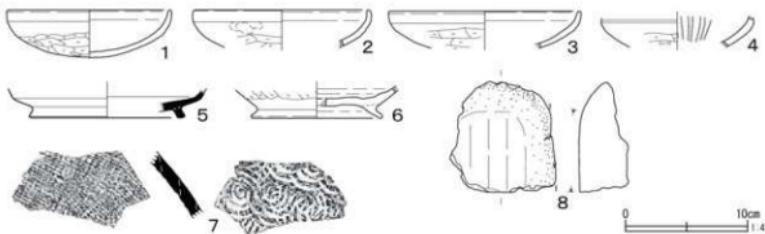
カマドは、短軸の南壁のほぼ中央に設置されている。東半分を掘り下げただけだが、煙道はほぼ水平に外へ向かって移行していた。規模は、平面確認最大長0.55m、焚口最大幅0.90mを測る。焚口の深さは、床面から最大で10cm程である。

貯蔵穴は、確認されていない。

掘り下げを行ったか所だけの観察であるが、床面の中央部から北東部にかけては、土坑状の掘り込みが確認され、その規模は、検出南北幅0.97m、検出東西幅0.84m、深さが最大で0.25mであった。この土坑状の掘り込みは、埋土に多量のソフトローム土及びハードローム土ブロック・粒子が含まれていたことから、建物内土坑ではなく貼床か所の可能性が考えられる。

出土遺物は、掘り下げを行ったか所の中央部付近を中心で検出された。土師器壺・塊、須恵器塊・甕等が出土し、土師器壺には、内面に放射状の暗文を施したもののが見られた。また、ロクロ土師器塊も見られたが、他遺構からの流れ込み遺物と思われる。

時期は、7世紀末～8世紀初頭と考えられる。



第16図 第4号竪穴建物跡出土遺物

第6表 第4号竪穴建物跡出土遺物観察表（第16図）

目次番号	器種	口径	脚高	底性	加工	焼成	色調	保存率	備考
16. 1	土師器 壺	(13.20)	3.90	—	AEGM	A	褐色	40%	
16. 2	土師器 片	(14.20)	2.10	—	ABEGIJ	C	褐色	口縁部15%	
16. 3	土師器 片	(15.60)	3.00	—	AKJK	B	外面：にらみ褐色、灰褐色 内面：明褐色	口縁部10%	
16. 4	土師器 片	—	既存高 2.40	—	AEGJ	A	明褐色	体側破片	内面に放射状暗文。
16. 5	須恵器 片	—	既存高 2.40	—	(12.30)	AGBL	B	灰色	底20% 末野庵灰
16. 6	ロクロ土師器 片	—	既存高 2.20	(10.40)	ABDUL	A	褐色	底部分 25%	
16. 7	須恵器 塊	厚さ 0.85 ~ 0.95	—	ADGL	B	外面：灰褐色、褐色 内面：にらみ赤褐色	輪削破片		末野庵。
16. 8	磨石	長3.1 幅3.6 厚さ 1.0 重量35g	—	—	—	—	—	—	磨面1面のみ保存。 閃錆斑。

第5号竪穴建物跡（第15図、第7表）

調査区の北西隅に位置する。座標X=20,860～20,870、Y=-44,970～-44,980内にある。第4号竪穴建物跡及び第3号土坑と重複関係にあり、本遺構が重複関係にある全ての遺構に切られている。

規模は、建物のプランの大部分が調査区域外と推定され、また、他遺構との重複により不明であるが、建物の検出南北軸最大長2.47mを測る。平面形は、おそらく方形を呈すると推定される。主軸方位は、不明である。

調査では掘り下げを行わず、調査区西壁の土層断面観察から、床までの深さは最大45cmを測る。埋土は、ほぼレンズ状に堆積していることから自然堆積であると考えられる。また、堆積が完了した後、一部掘り下げられた状況が確認された。

床面はほぼ平坦であると考えられる。また、土層断面観察から第12～14層は貼床の埋土の可能性が考えられ、貼床により床面が造られた可能性がある。

壁溝、柱穴、カマド、貯蔵穴は、掘り下げを行わなかったことから確認できなかった。

出土遺物は、土師器壺1点が出土しただけであり、外面とも黒色処理がなされたものであった。

時期は、唯一の出土遺物から7世紀後半ではないかと考えられる。

第7表 第5号竪穴建物跡出土遺物観察表（第15図）

測量番号	測量番号	層	口径	周長	底面	施主	地盤	色	調	残存率	備考
15	815-1	上部	1.85	11.70	2.40	—	AB	8 黒色、白・赤褐色	—	10%以下	外面とも黒色処理。

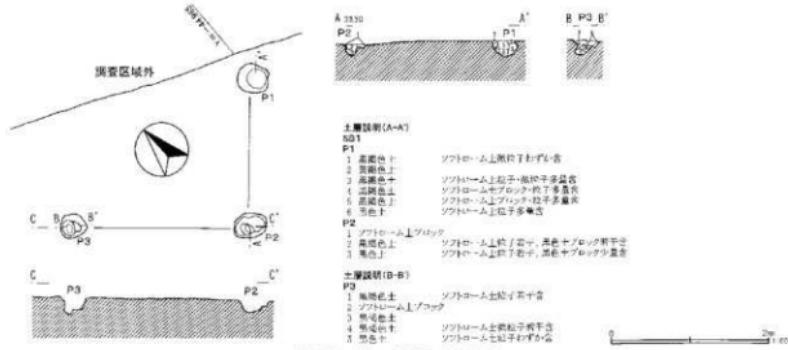
(2) 掘立柱建物跡

第1号掘立柱建物跡（第17図）

調査区の北東部に位置する。座標X=20,860～20,865, Y=-44,960～-44,970内にある。重複関係にある遺構ではなく、単独で所在する。

建物の北部が調査区域外となっていることと、西側には展開しないと考えられることから、詳細は不明であるが1間×1間以上と推定される側柱式掘立柱建物跡で、規模は桁行1.85m以上、梁行2.2m、調査区域内での面積は約4m²を測る。柱間は、桁行のP1-P2が1.85m（約6尺）、梁行のP2-P3が2.2m（約7尺）を測る。主軸方位は、N-42°—Eを指す。

柱穴は基本的に隅丸長方形ないしは梢円形の掘方で、長軸0.32～0.40m、短軸0.30～0.35mの小規模なものである。隅にあたる柱穴が梁行方向の東西に長い掘方である。掘方の深さは、確認面からP1が18cm、P2が15cm、P3が17cmを測る。



第17図 第1号掘立柱建物跡

確認できた柱痕跡はまちまちで、P 1 が掘方の東寄り、P 2・P 3 が西及び南側に寄っているものであったが、ほぼ柱筋の通りがよい建物である。柱痕跡は、平面及び土層断面観察から P 1 及び P 2 で確認でき、柱の直径は約12cmと推定され、小規模なものである。

出土遺物は、検出できなかった。

時期は、不明である。

(3) 土坑

土坑は、3基確認された。これら全てについて、その一部をサブトレーニングにて掘り下げを行った。

第1号土坑（第15図、第8表）

調査区の北西隅に位置する。座標 X=20,860～20,870、Y=-44,970～-44,975内にある。

第4号堅穴建物跡、第2号土坑及び第3号土坑と重複関係にあり、本遺構が、第4号堅穴建物跡及び第2号土坑に切られ、第3号土坑を切っている。

規模は、他遺構との重複及び北部が調査区域外となり不明であるが、残存検出最大長1.10m、短軸と考えられる東西長0.96mを測る。平面プランは、やや形の崩れた長方形を呈すると推定される。深さは、土層断面観察から29cmを測る。

出土遺物は、土師器甕が検出された。

時期は、出土した土師器甕は8世紀前半と考えられるが、第4号堅穴建物跡との切り合いも考慮に入れるとして7世紀後半以前と考えるのが妥当である。

第8表 第1号土坑出土遺物観察表（第15図）

項目	跡名	形	口径	深さ	底径	地土	地城	色	調	残存率	備考
15	SK1-1	土師器甕	一	残存高 1.20	—	AJK	B	褐色	—	無出し手 （削出破片）	—

第2号土坑（第15図）

調査区の北西隅に位置する。座標 X=20,860～20,870、Y=-44,970～-44,975内にある。

第1号土坑と重複関係にあり、本遺構が第1号土坑を切っている。

規模は、北部の一部が調査区域外となり詳細は不明であるが、検出長軸最大長0.80m、短軸長0.66mを測る。平面プランは、やや不整形な梢円形を呈すると推定される。深さは、土層断面観察から27cmを測る。

出土遺物は、検出できなかった。

時期は、不明である。

第3号土坑（第15図）

調査区の北西隅に位置する。座標 X=20,860～20,870、Y=-44,970～-44,980内にある。

第4号堅穴建物跡、第5号堅穴建物跡及び第1号土坑と重複関係にあり、本遺構が、第4号堅穴建物跡及び第1号土坑に切られ、第5号堅穴建物跡を切っている。

規模は、他遺構との重複及び北部が調査区域外となり不明であるが、残存検出南北最大長1.10m、検出東西最大長1.05mを測る。平面プランは、長方形を呈すると推定される。深さは、土層断面観察から最深で23cmを測る。

出土遺物は、土師器の小破片が1点だけ検出されたが、図示できなかった。

時期は、不明である。

(4) ピット

ピットは、9基確認された。このうち、一部掘り下げを行い出土遺物が図示できたものについて記述する。

第1号ピット（第9図、第9表）

調査区の南東部に位置する。座標X=20,850～20,855、Y=-44,965～-44,970内にある。

規模は、長軸0.87m、短軸0.64mを測る。平面プランは、やや形の崩れた梢円形を呈する。深さは、一部掘り下げを行っただけのため不明である。

出土遺物は、ロクロ土器器坏（塊）が検出された。

時期は、出土土器から11世紀前半と考えられる。

第7号ピット（第13・14図、第9表）

調査区の南西部に位置する。座標X=20,855～20,860、Y=-44,975～-44,980内にある。

規模は、長軸0.67m、短軸0.57mを測る。平面プランは、やや形の崩れた三角形を呈する。深さは、一部掘り下げを行っただけのため不明である。

出土遺物は、土器器塊、須恵系土器質土器塊が検出された。

時期は、出土土器から10世紀前半と考えられる。

第9表 第1・7号ピット出土遺物観察表（第9・14図）

番号	跡名	跡種	口径	部高	底径	始土	地成	色	調	残存率	備考
9	PI-1	ロクロ土器器 塊（塊）	—	現存高 3.70	—	ABD	B	外面：にぶい黄褐色、灰黃褐色 内面：にぶい黄褐色		口縁部15%	
14	PT-1	須恵系土器質土器 塊	—	現存高 1.20	(6.86)	ABD	B	外面：暗灰褐色 内面：にぶい黄褐色		底部20%	

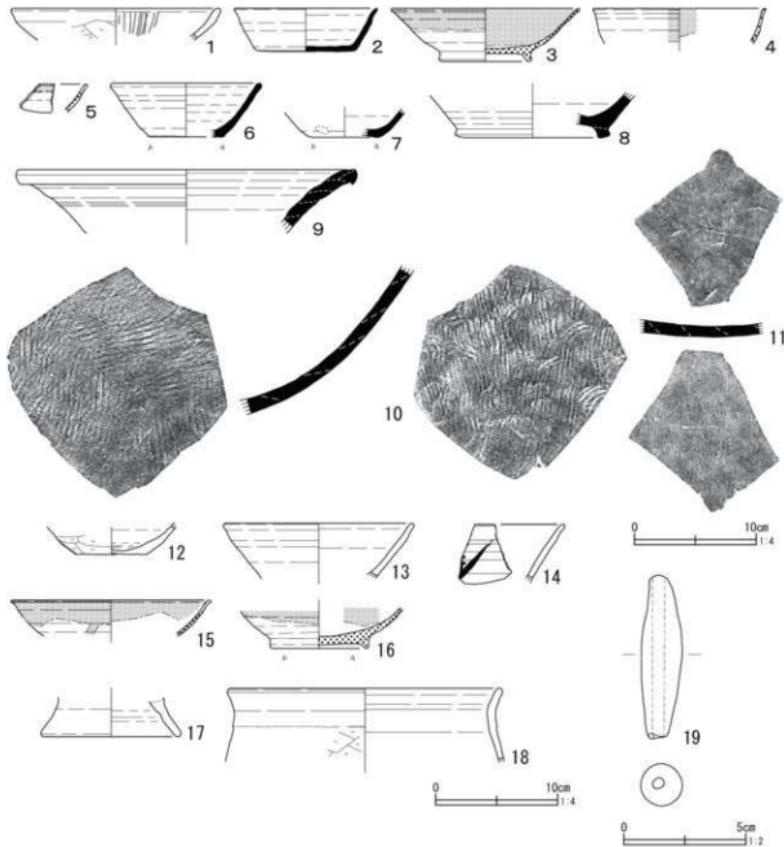
(5) 遺構外出土遺物

表土除去の際に出土した遺物及び遺構に伴わないと判断した出土遺物を掲載する（第18図、第10表）。7世紀末から11世紀前半までの土器、土錐が出土した。なかには、須恵器甕胴部破片の転用硯や体部外面に判読不明の墨書が認められた須恵系土器質土器塊（塊）が見られる。

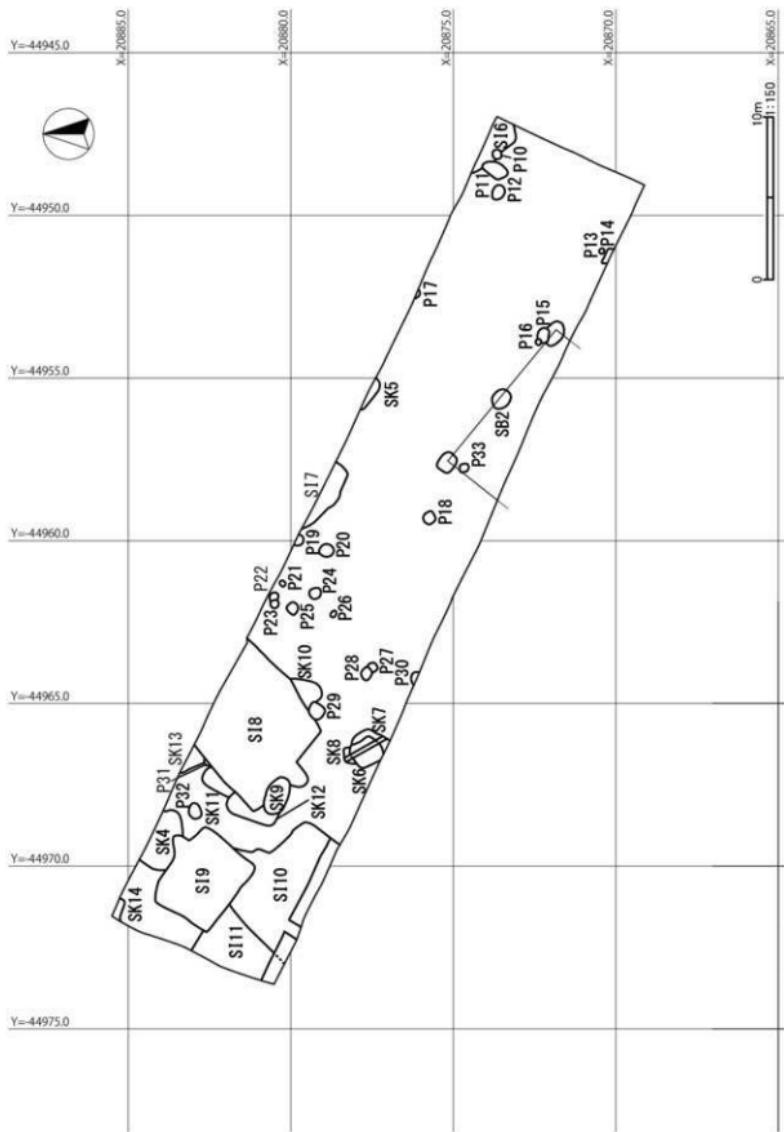
第10表 A区遺構外出土遺物観察表（第18図）

番号	跡名	跡種	口径	部高	底径	始土	地成	色	調	残存率	備考
18	1	土器器 塊	(16.90)	現存高 2.60	—	EIJ	B	灰黃褐色、にぶい褐色		口縁部 10%以下	内面に施塗状跡、
18	2	須恵器 塊	(11.60)	3.50	(8.00)	ABGL	A	外面：青灰色 内面：灰色		45%	未野原。
18	3	灰陶器 塊	(15.30)	現存高 2.90	(7.00)	AB	A	灰白色		30%	内外面に炭化びきガタ。 東濃産（笠置山分蓋式）。
18	4	灰陶器 塊	(14.00)	現存高 2.90	—	AB	A	灰白色		口縁部 10%以下	口縁部～体部上半の内外面に炭化びきガタ。 東濃産。
18	5	灰陶器 塊	—	—	—	ABD	B	灰白色		口縁部破片	口縁部内外面に炭化びきガタ。 東濃産。
18	6	須恵器 塊	(12.00)	4.40	(5.90)	ABEL	B	灰色		15%	未野原。
18	7	須恵器 塊	—	現存高 2.50	(5.20)	ABIK	B	青灰色		体部下部～ 底盤部	体部下部～ 底盤部
18	8	須恵器 塊	—	現存高 3.50	(11.00)	ABL	B	外面：灰褐色 内面：灰白色		底盤付近 10%	未野原。
18	9	須恵器 塊	(27.60)	現存高 3.10	—	ABGLJ	B	外面：灰黃褐色、にぶい黃褐色 内面：灰白色、にぶい黃褐色		口縁部10%	未野原。
18	10	須恵器 塊	—	厚さ0.90～1.25	—	ABEJM	A	青灰色		脚部下部～ 底盤部	外面：平行明き。 内面：施塗状跡文で具瓶、 未野原。
18	11	須恵器 塊（転用硯）	—	厚さ0.8～1.0	—	ABFW	A	黄灰色		脚部破片	外面：平行明き。 内面：あて具瓶が硯として使用の痕跡。 未野原。
18	12	須恵系土器質土器 塊	—	現存高 1.60	(5.80)	ABEM	B	外面：にぶい黄褐色、灰黃褐色 内面：にぶい黄褐色		底盤～脚部下 半45%	
18	13	須恵系土器質土器 塊	(15.30)	現存高 1.60	—	ABEM	B	にぶい黄褐色		口縁部10%	
18	14	須恵系土器質土器 塊	—	現存高 1.80	—	ABEGIJ	B	褐色		口縁部 10%以下	体部外面に墨書き「口（判読不明）」。

番号	名前	器種	口径	深さ	底径	底土	地成	色	調	残存率	備考
18 15	灰釉輪鉢 皿	(16.20)	既存高 2.90	—	ABK	A	灰白色	口縁部15%	口縁部付近内外面に灰釉ツケガタ。 東濃式(虎渕山1号式)。		
18 16	灰釉輪鉢 皿	—	既存高 2.50	7.10	ABGS	B	外面:灰白色 内面:灰白色, 灰色	50% (既存100%)	口縁部～全体上半に灰釉ツケガタ。 東濃式(虎渕山1号式)。		
18 17	口引土器	—	既存高 2.50	(11.19)	ABDRH	B	外面:浅褐色 内面:白白色	裏台部30%			
18 18	土器	(22.00)	既存高 6.00	—	ABKIJ	B	褐色, 明赤褐色	口縁部10%			
18 19	土鉢	直径6.7 幅1.7 深度0.4 重量3.4g	—	—	—	—	褐色, 深褐色	(注釈定形) (98%)			



第18図 A区遺構外出土遺物



第19図 B区全測図

2 B区の調査

調査区は、A区同様、大竹遺跡の遺跡範囲北西端にあり、A区から北へ13m離れた位置にある。調査区の形状は東西が長大な長方形であり、面積は、140.4m²である。調査区の座標は、X=20,865～20,890、Y=-44,945～-44,975内にあり、幡羅官衙遺跡大グリッドのG-VIグリッド、小グリッドの45・66～68・86～91・108～111・130・131内にある（第3・19図参照）。

調査区周辺の標高は約34mで、遺構確認面までの深さは、約70～75cmであった。

確認された遺構は、堅穴建物跡6棟（第6～11号堅穴建物跡）、掘立柱建物跡1棟（第2号掘立柱建物跡）、土坑11基、ピット24基であった。総体としての遺構分布状況は、調査区の西半部に集中しており、東半部は堅穴建物跡や掘立柱建物跡等が点在する希薄な分布状況であった。

堅穴建物跡は、北東隅に第6号堅穴建物跡が、中央部北端に第7号堅穴建物跡が単独で確認された。また、西部では、第8～11号堅穴建物跡が近接して確認され、第8号堅穴建物跡は単独で、第9～11号堅穴建物跡は互いに重複して確認された。また、第6～9号堅穴建物跡は、土坑ないしはピットと重複関係にあった。各々の堅穴建物跡は、7世紀末～8世紀初頭に第6・8・10号堅穴建物跡、8世紀前半に第11号堅穴建物跡、9世紀末～10世紀初頭に第9号堅穴建物跡の順に造られたと考えられる。なお、第7号堅穴建物跡については時期の詳細は不明である。

掘立柱建物跡は、東部南端に第2号掘立柱建物跡が単独で確認された。時期は、主軸方位から7世紀末～8世紀初頭の堅穴建物跡と同時期に所在し、梁行2間、桁行不明の比較的大型の掘立柱建物跡である。

土坑は、大半が西半部に所在し、第6～8号土坑は3基まとめて、互いに重複して確認された。また、第8号堅穴建物跡と重複関係にある5基（第9～13号土坑）は、第8号堅穴建物跡周辺に張り付くように確認され、第4号土坑は第9号堅穴建物跡と重複関係にあった。一方、第5・14号土坑は、単独で確認された。いずれの土坑も掘り下げを行っておらず、他遺構及び土坑同士の新旧関係の把握は、平面での確認により判断した。なお、第6～8号土坑については、サブトレンチを掘削して新旧関係を判断した。

ピットは、その多くが中央部に集中して確認され（第19～28・30号ピットの11基）、その他のピットの主な分布は、第6号堅穴建物跡の周辺に3基（第10～12号ピット）、第8号堅穴建物跡の周辺に3基（第29・31・32号ピット）、第2号掘立柱建物跡の周辺に4基（第15・16・18・33号ピット）確認されるといった状況であった。なお、掘り下げを行ったピットは唯一第15号ピットの1基であり、また、遺構確認の際に出土遺物があったのは第18・33号ピットの2基であり、ほとんどのピットの詳細は不明である。因みに、第33号ピットからは、本調査で唯一の縄文時代中期の深鉢形土器破片が出土した。

(1) 堅穴建物跡

第6号堅穴建物跡（第20図、第11表）

調査区の北東隅に位置する。座標X=20,870～20,875、Y=-44,945～-44,950内にある。第10・11号ピットと重複関係にあり、本遺構が切られている。

規模は、建物のプランの大部分が調査区域外となっており、プランの南東隅が検出されたと推定され

る。検出東西最大長0.92m、検出南北最大長1.63mを測り、平面形は、方形を呈すると推定される。主軸方位は、N-53°-Eを示すと推定される。

調査では掘り下げを行わず平面確認だけであったため、床までの深さは不明であるが、土層断面観察から、床までの深さは25cm以上であり、埋土がほぼレンズ状に堆積していることから、自然堆積であると考えられる。なお、埋土の上層は後世の擾乱を受け、一部確認面から20cm程度まで及んでいた。

床面の状況は不明であり、壁溝、柱穴等の施設も不明である。

カマドは、調査区域外にあると推定され、不明である。

出土遺物は、土器器坏（暗文坏）等が検出された。

時期は、わずかに出土した遺物から、7世紀末～8世紀初頭と考えられる。

第7号竪穴建物跡（第21図）

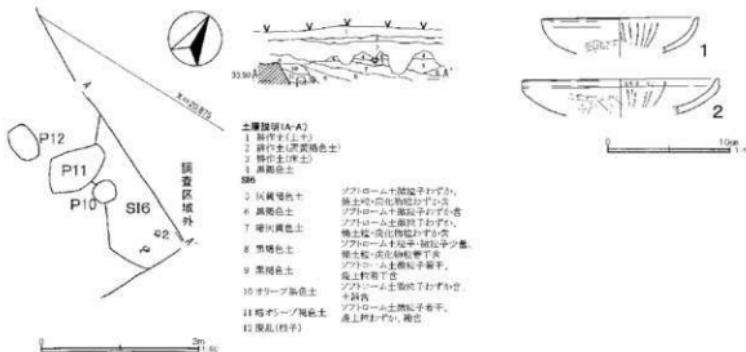
調査区の中央部やや東寄りに位置する。座標X=20,875～20,880、Y=-44,955～-44,960内にある。第19号ビットと重複関係にあり、本遺構が切られている。

規模は、建物のプランの大部分が調査区域外となっており、プランの南壁付近の一部が確認されたに止まつたと推定される。検出東西最大長2.28m、検出南北最大長0.58mを測り、平面形は、方形を呈すると推定される。主軸方位は、N-41°-Eを示すと推定される。

調査では掘り下げを行わなかったため、プランのほとんどが不明であり、土層断面観察からも、床までの深さは不明である。わずかに確認された埋土は、ほぼレンズ状に堆積していることから、自然堆積であると考えられる。なお、第6号竪穴建物跡と同様に、埋土の上層は後世の擾乱を受け、一部確認面から15cm程度まで及んでいた。

床面の状況は不明であり、壁溝、柱穴等の施設も不明である。

カマドは、調査区域外にあると推定され、不明である。



第20図 第6号竪穴建物跡、第10～12号ビット、第6号竪穴建物跡出土遺物

第11表 第6号竪穴建物跡出土遺物観察表（第20図）

発見番号	回収番号	深度	口径	断面	底径	始土	壁成	色	調	保存率	備考
20	1	土壌部 H	(12.70)	現存高 2.90	—	ABD	B	外表面 褐色	内面 明褐色	10%	内面に放射状纹理。
20	2	土壌部 H(側)	(15.80)	2.90	—	ABD	A	褐色	—	10%	内面に放射状纹理。

出土遺物は、土師器甕・須恵器壺・甕が検出されたが、図示できなかった。

時期は不明であるが、小破片であったが土師器甕の時期及び他に検出された7世紀末～8世紀初頭の堅穴建物跡と主軸方位が酷似することから、当該期の可能性が考えられる。

第8号堅穴建物跡（第22～25図、第12表）

調査区の西部に位置する。座標X=20,875～20,885、Y=-44,960～-44,970内にある。第9～13号土坑の5基及び第29・31号ピットの2基と重複関係にあり、第9号土坑及び第29号ピットに本遺構が切られ、その他の重複構造を本遺構が切っている。

規模は、プランの北の一部が調査区域外となっているが、建物の東西軸最大長3.46m、検出南北軸最大長3.44mを測り、平面形は、長方形を呈すると推定される。主軸方位は、N-131°-Wを示す。

プランの北東か所のほぼ4分の1を掘り下げた。土層断面観察から、床までの深さは最大60cmを測る。埋土は、ほぼレンズ状に堆積していることから、自然堆積であると考えられる。

床面はほぼ平坦であるが、平面及び土層断面観察から、プランの中央部に貼床か所があり、床面から貼床か所の掘方までは17～20cmの深さがあった。

壁溝は、掘り下げを行ったか所での平面確認はされなかつたが、土層断面観察から、約47cmとやや幅広ではあるが、壁溝状の落ち込みが確認された。

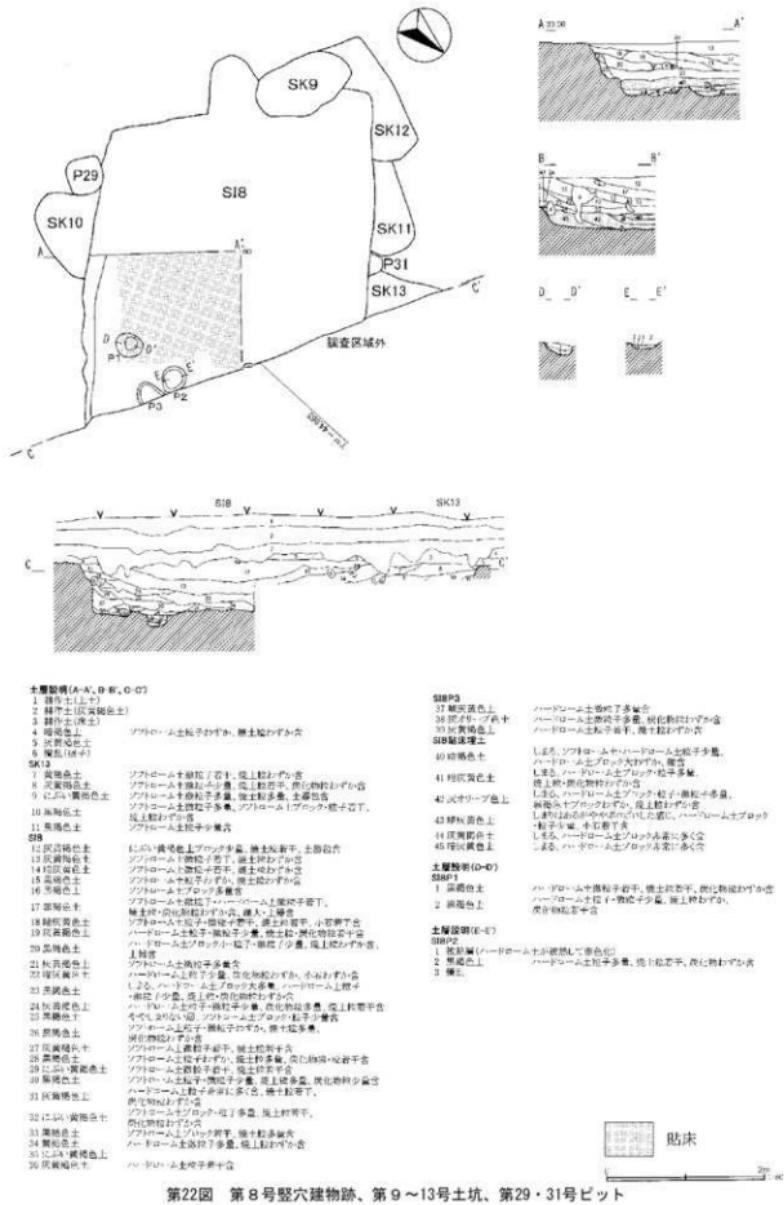
柱穴と考えられるピットが、掘り下げを行ったか所の北東寄り東壁付近にP1、同じく北東寄り調査区壁にまたがつてP3と2基確認された。深さは、P1が床面から最深で15cm、P3が調査区壁面の土層断面観察から床面から15cm程度である。いずれのピットも柱穴の可能性があるが、断面形状からP3の方が柱穴として適當であろうか。なお、ほかに1基（P2）確認されたが、5cm程度の深さと浅く、柱穴とは判断できなかつた。

カマドは、南壁のほぼ中央に設置されている。掘り下げを行っていないため詳細は不明であるが、規模は、平面確認最大長0.67m、焚口最大幅は、第9号土坑に切られているため推定で0.70mを測る。煙道部については不明である。

貯藏穴は、不明である。

出土遺物は、掘り下げを行ったか所全体に広がつて検出された。土師器壺・甕・甕・台付甕・須恵器







第23図 第8号竪穴建物跡遺物分布図

蓋・長頸壺、土錘、平瓦、角釘、磨石等が出土した。土師器壺には、内面に放射状の暗文を施したもののが多く見られ、内外面に丁寧なミガキを施した土師器壺も見られた。また、須恵系土師質土器壺・塊、灰釉陶器塊も見られたが、本建物に所属するものではなく、周辺の遺構からの流れ込みと考えられた。

時期は、7世紀末～8世紀初頭と考えられる。

第9号竪穴建物跡（第26～28図、第13表）

調査区の西端付近に位置する。座標X=20,880～20,885、Y=-44,965～-44,975内にある。第10号竪穴建物跡、第11号竪穴建物跡及び第4号土坑と重複関係にあり、本遺構が重複関係にある全ての遺構を切っている。

規模は、建物の東西軸（長軸）最大長2.82m、南北軸（短軸）最大長2.22mを測り、平面形は東西がやや長い長方形を呈する。主軸方位は、N-41°-Eを示す。

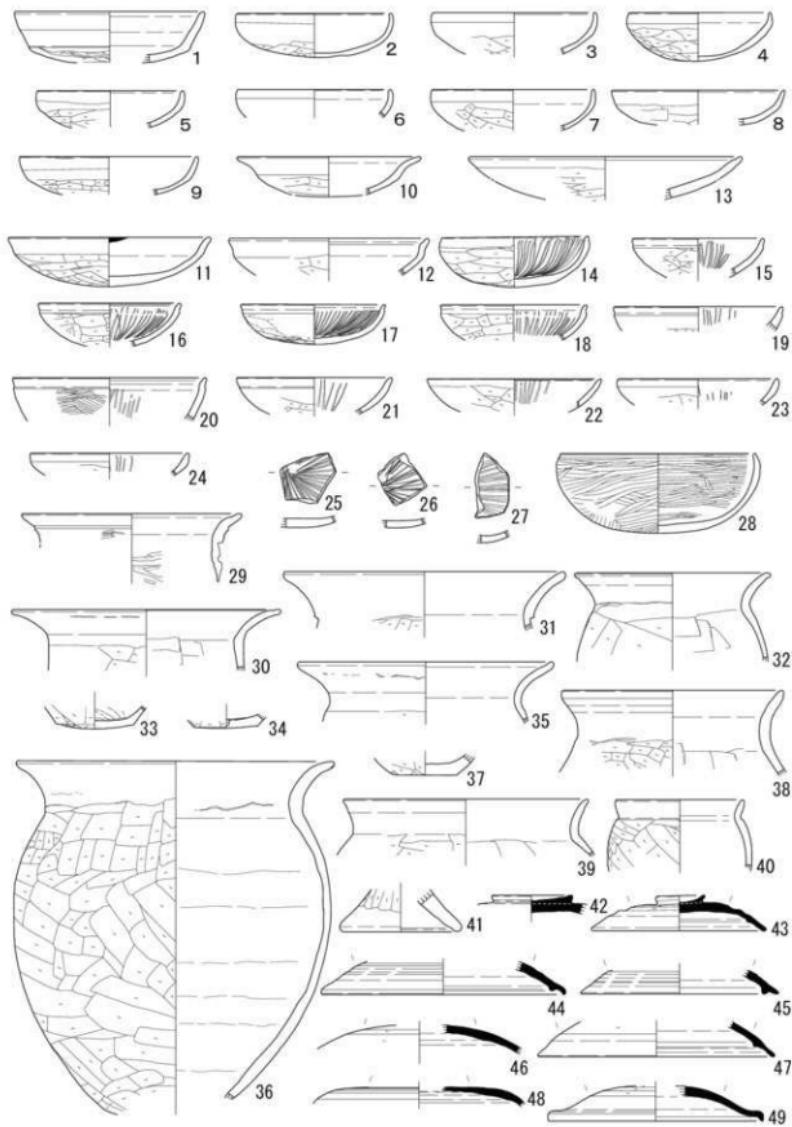
プランの北東隅のカマドに向かって右手を掘り下げた。土層断面観察から、床までの深さは最大32cmを測る。埋土は、レンズ状に堆積していることから、自然堆積であると考えられる。

床面はほぼ平坦であるが、平面及び土層断面観察から、プランの中央部寄りに貼床か所があり、床面から貼床か所の掘方までは4～8cmの深さがあった。

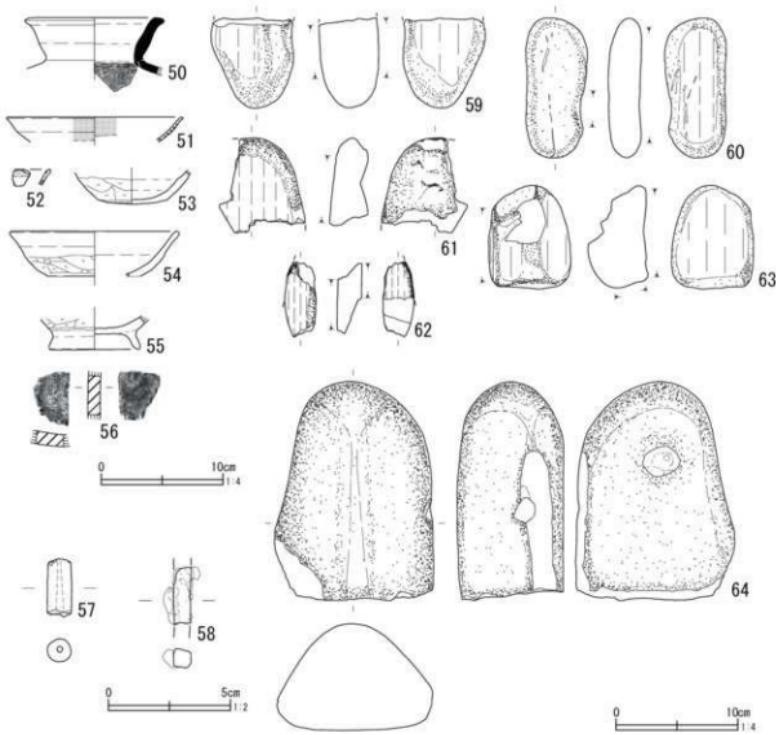
壁溝は、掘り下げを行ったか所の南東、東壁にわずかに検出され、貯蔵穴と考えられる掘り込みに接続していた。長さは10cm程で、深さは約12cmを測る。

柱穴と考えられるピットは、確認できなかった。

カマドは、北壁の東寄りに設置されている。掘り下げを行わなかつたため詳細は不明であるが、規模は、平面確認最大長0.43m、焚口最大幅0.65mを測る。煙道部については不明である。焚口の右袖に補強材である川原石が検出された。また、同じく補強材と考えられるやや大型の川原石が、カマド前を塞ぐ形で横たわっていた。



第24図 第8号竪穴建物跡出土遺物(1)



第25図 第8号竪穴建物跡出土遺物(2)

第12表 第8号竪穴建物跡出土遺物観察表 (第24・25図)

番号	器種	口径	脚高	底径	底形	地成	色調	残存率	備考
24 1	土師器 片	(15.90)	残存高 4.20	—	ADM	B	外面：に点、黄褐色 内面：灰白色、黒褐色	23%	
24 2	土師器 片	(12.90)	3.60	—	MURUN	B	外面：褐色、に点、黄褐色 内面：褐色	60%	
24 3	土師器 片	(13.20)	残存高 2.40	—	MURUN	B	外面：褐色、に点、黄褐色 内面：褐色	40%	
24 4	土師器 片	(11.40)	4.00	—	ABJK	B	外面：褐色、に点、黄褐色 内面：褐色	70%	底部外側の大きさが粗雑。 内面がミガキのように平滑。
24 5	土師器 片	(11.80)	残存高 2.00	—	ADM	B	褐色	20%	
24 6	土師器 片	(12.40)	残存高 2.30	—	ABJK	B	に点、褐色	口縁部10%	
24 7	土師器 片	(13.10)	残存高 2.40	—	EDJM	B	外面：に点、黄褐色。褐色 内面：褐色	15%	底部外側に黒斑。
24 8	土師器 片	(14.10)	残存高 2.80	—	ABJK	C	褐色	20%	
24 9	土師器 片	(14.50)	3.10	—	ARJ	B	外面：に点、褐色、灰褐色 内面：に点、黄褐色	20%	
24 10	土師器 片	(14.80)	残存高 3.10	—	ADM	B	褐色	20%	
24 11	土師器 片	16.40	4.00	—	ADG%	B	褐色	100%	口縁部外側の一箇に黒斑。

試験番号	測定部位	口径	器高	透視	始土	焼成	色調	残存率	備考
24 12	土師器 片	(16, 16)	現存高 2.90	—	ABEJK	B	外面：黄褐色 内面：褐色。に、少し黄褐色	口縁部 10%以下	
24 13	土師器 盤	(22, 00)	現存高 3.30	—	ABEGJM	A	褐色	10%	
24 14	土師器 片	11, 90	4.10	—	AEKJM	A	褐色。に、少し、綠色。に、少し、黄褐色	100%	内面に放射状堆疊。
24 15	土師器 片	(10, 60)	現存高 3.20	—	AEKJM	A	褐色	口縁部10%	内面に放射状堆疊。
24 16	土師器 片	(11, 50)	現存高 3.50	—	ABEJM	A	外面：明黄褐色。褐色 内面：褐色	25%	内面に放射状堆疊。
24 17	土師器 片	11, 70	3.25	—	AEKJM	B	褐色	85%	内面に放射状堆疊。 内面に表面がやや欠ける。
24 18	土師器 片	(11, 90)	現存高 2.90	—	AEKJM	A	褐色	20%	内面に放射状堆疊。（やや太い縁）。
24 19	土師器 片	(12, 70)	現存高 1.95	—	AEKJM	A	明赤褐色	口縁部10%	内面に放射状堆疊。
24 20	土師器 片	(15, 70)	現存高 2.60	—	AEKJM	A	褐色	口縁部 10%以下	外面：ミガキ。 内面：放射状堆疊。
24 21	土師器 片	(12, 60)	現存高 3.00	—	AEKJM	A	褐色。灰褐色	口縁部10%	内面に放射状堆疊。
24 22	土師器 片	(14, 30)	現存高 2.70	—	DEJHM	B	外面：に、少し、褐色。に、黄褐色。 内面：に、少し、褐色。灰褐色	10%	内面に放射状堆疊。（やや太い縁）。
24 23	土師器 片	(12, 90)	現存高 2.20	—	AEKJM	A	褐色	口縁部 10%以下	内面に放射状堆疊。
24 24	土師器 片	(12, 90)	現存高 1.90	—	AEFGJM	A	褐色	口縁部 10%以下	内面に放射状堆疊。
24 25	土師器 片	厚さ0.45～0.70		—	ADKJM	A	外面：褐色。に、少し、黄褐色 内面：褐色	底部破片	内面に放射状堆疊。
24 26	土師器 片	厚さ0.60～0.60		—	AEKJM	A	明赤褐色	底部破片	内面に放射状堆疊。
24 27	土師器 片	厚さ0.45～0.60		—	AEKJM	A	褐色	底部付近破片	内面に放射状堆疊。
24 28	土師器 瓶	(15, 80)	6.50	—	ABEJM	A	外面：明赤褐色。明黄褐色 内面：明赤褐色	70%	内面ミガキ。
24 29	土師器 瓶	(17, 80)	現存高 5.60	—	ABEJK	C	外面：に、少し、褐色 内面：に、少し、褐色。褐色	口縁部20%	
24 30	土師器 瓶	(21, 70)	現存高 5.00	—	ABEGLJM	A	褐色	口縁部20%	
24 31	土師器 瓶	(22, 80)	現存高 4.80	—	AJHM	A	明赤褐色	口縁部 10%以下	
24 32	土師器 瓶	(15, 40)	現存高 7.20	—	EHKJM	B	褐色	口縁部～ 側面25%	
24 33	土師器 瓶	—	現存高 1.20	(6, 20)	AEFGJM	B	外面：褐色。黒褐色 内面：褐色。に、少し、黄褐色	瓶部破片	外縁復元。
24 34	土師器 瓶	—	現存高 0.90	(5, 20)	ABEJM	B	外面：に、少し、褐色 内面：褐色	底付25%	底付外縁の一帯に黒斑。
24 35	土師器 瓶	(20, 60)	現存高 1.50	—	ABEGJM	A	褐色	口縁部20%	
24 36	土師器 瓶	(25, 90)	現存高 1.90	—	ABEJM	B	褐色。に、少し、黄褐色	60%	内面に粘土性堆積な板。
24 37	土師器 瓶	—	現存高 1.50	5.20	ABEJM	A	外面：明黄褐色。に、少し、褐色 内面：明黄褐色	底付付近 100%	
24 38	土師器 瓶	(17, 80)	現存高 6.70	—	ABEJK	A	褐色	口縁部5%	
24 39	土師器 瓶	(19, 80)	現存高 4.70	—	DJHM	B	外面：灰黃褐色 内面：に、少し、褐色。灰褐色	口縁部15%	
24 40	土師器 台付便	(10, 20)	現存高 5.90	—	AEKJM	A	褐色。灰褐色	口縁部～ 側面 上半30%	内外面とも一層黒斑。
24 41	土師器 台付便	—	現存高 3.50	(9, 40)	ABK	B	外面：に、少し、黄褐色 内面：褐色。明黄褐色。に、少し、褐色	台付25%	
24 42	須恵器 蓋	—	現存高 0.80	6.60	ABK	A	灰褐色	瓶部100%	末野窯。
24 43	須恵器 蓋	(14, 10)	2.90	4.00	AEFGJM	A	外面：灰褐色。灰黃褐色 内面：に、少し、黄褐色。灰褐色	70%	南北企窯。
24 44	須恵器 蓋	(18, 70)	現存高 2.70	—	ADKJM	B	外面：灰褐色。灰黃褐色 内面：灰褐色	口縁部 10%以下	天井窯。
24 45	須恵器 蓋	(16, 00)	現存高 1.90	—	ABOK	A	外面：浅黄色 内面：灰白色	口縁部 10%以下	
24 46	須恵器 蓋	—	現存高 1.90	—	ANGL	A	灰褐色	天井窯破片	末野窯。
24 47	須恵器 蓋	(19, 20)	現存高 2.90	—	MIDGL	B	灰色。黃褐色	口縁部15%	末野窯。
24 48	須恵器 蓋	—	現存高 1.60	—	ABEJM	B	外面：灰褐色。青褐色 内面：灰褐色	天井窯20%	末野窯。
24 49	須恵器 蓋	(17, 60)	現存高 2.80	—	ABOK	B	灰褐色。灰褐色	20%	
25 50	須恵器 短筒盃	(11, 40)	現存高 1.20	—	AKGL	A	青褐色。灰色	口縁部～ 側面25%	
25 51	灰陶器 短	(14, 20)	現存高 2.10	—	AB	A	灰褐色	口縁部10%	底部内外面に灰土シケガタ。 灰漬れ。

件名	跡跡	跡種	口径	器高	底径	底土	地成	色調	残存率	備考
25	52	灰輪陶器 片	—	—	—	AB	A	灰黄色	口部部破片 灰黑色。	器内外面に灰輪ツケガタ。 灰黑色。
25	53	須恵系土師質器 片	—	残存高 2.60	5.10	ABEGHN	A	外面：浅黄色 内面：にぶい黄褐色	体部～底部 60%	
25	54	須恵系土師質器 片	(13.50)	残存高 2.30	—	ABEGN	A	外面：浅黄褐色 内面：にぶい黄褐色	20%	
25	55	須恵系土師質器 片	—	残存高 2.40	7.10	ABEGHN	B	浅黄褐色	底部100%	
25	56	平瓦	長さ3.8	幅3.2	厚さ1.0	ABN	A	青灰色	破片	鉢底：板目模 (6×7本/cm) 内面：ナツ。
25	57	土鍤	長21.1	幅6.0	高さ1.6	G	E	明赤褐色、黃褐色	破片	
25	58	熟製品 鉢	長さ2.3	幅2.7	厚さ0.7				素面模片	角付、断面削は、ほぼ正方形。
25	59	磨石	長37.1	幅6.6	厚さ3.7	重量30kg				3面削。 閃綠色。
25	60	磨石	長31.1	幅5.8	厚さ2.8	重量25kg				2面削。 砂岩。
25	61	磨石	長さ7.7	幅6.8	厚さ2.1	重量0.6kg				磨面は1面。 砂岩。
25	62	磨石	長24.2	幅1.7	厚さ2.4	重量6kg				磨面は2面。 砂岩。
25	63	磨石	長38.4	幅16.7	厚さ3.7	重量30kg				変色（にぶい褐色）。 砂岩。
25	64	石石	長さ17.9	幅15.6	厚さ8.1	重量30kg				平滑面が3面あり。磨石用意もか。 閃綠色。

貯蔵穴は、推定される掘り込みが、カマドに向かって右に確認され、平面形は橢円形である。規模は、東西長0.53m、南北長0.45mを測る。

出土遺物は、掘り下げを行ったか所全体に広がって検出された。土師器壺・甕、須恵器甕、須恵系土師質器壺、ロクロ土師器壺、土鍤、角鉄等が出土した。

時期は、9世紀末～10世紀初頭と考えられる。

第10号竪穴建物跡（第26・29図、第14表）

調査区の西端付近南に位置する。座標X=20,875～20,885、Y=-44,965～-44,975ににある。第9号竪穴建物跡及び第11号竪穴建物跡と重複関係にあり、本遺構が重複関係にある全ての遺構に切られている。

規模は、建物のプランの南部が調査区域外と推定され不明であるが、建物の検出残存東西軸最大長3.76m、残存南北軸最大長2.42mを測る。平面形は、おそらく方形を呈すると推定される。主軸方位は、N-44°-Eを示す。

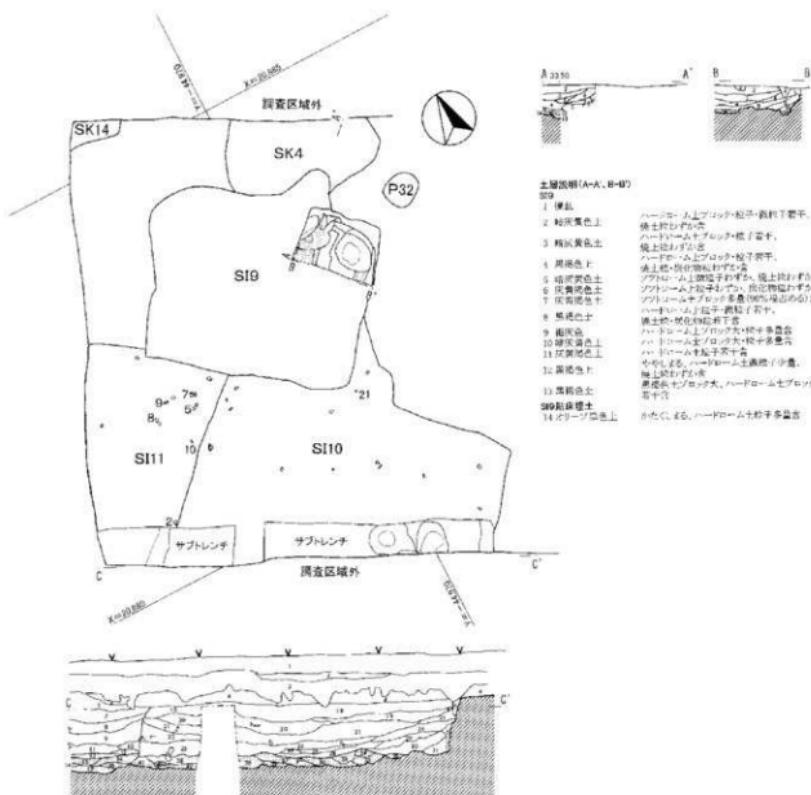
調査ではほとんど掘り下げを行わず、一部サブトレーニングを掘削して第11号竪穴建物跡との重複関係を観察した。そのサブトレーニングの調査区南壁の土層断面観察から、床までの深さは最大64cmを測る。埋土は、ほぼレンズ状に堆積していることから自然堆積であると考えられる。

床面はやや起伏のあるものの、ほぼ平坦であると考えられる。また、土層断面観察から第32～42層は、ハードローム土ブロック・粒子を多量に含む人工的に埋め戻された埋土であることから、貼床の埋土の可能性が考えられ、貼床により床面が造られた可能性がある。床面から貼床か所の掘方までは6～20cmの深さがあり、掘方の底面に起伏があった。

壁溝は、掘り下げを行ったサブトレーニングか所での平面確認はされなかったが、土層断面観察から、約33cmとやや幅広ではあるが、壁溝状の落ち込みが確認された。

柱穴、貯蔵穴は、ほとんど掘り下げを行わなかったことから確認できなかった。

カマドは、北壁のほぼ中央に設置されている。掘り下げを行わなかったため詳細は不明であるが、規

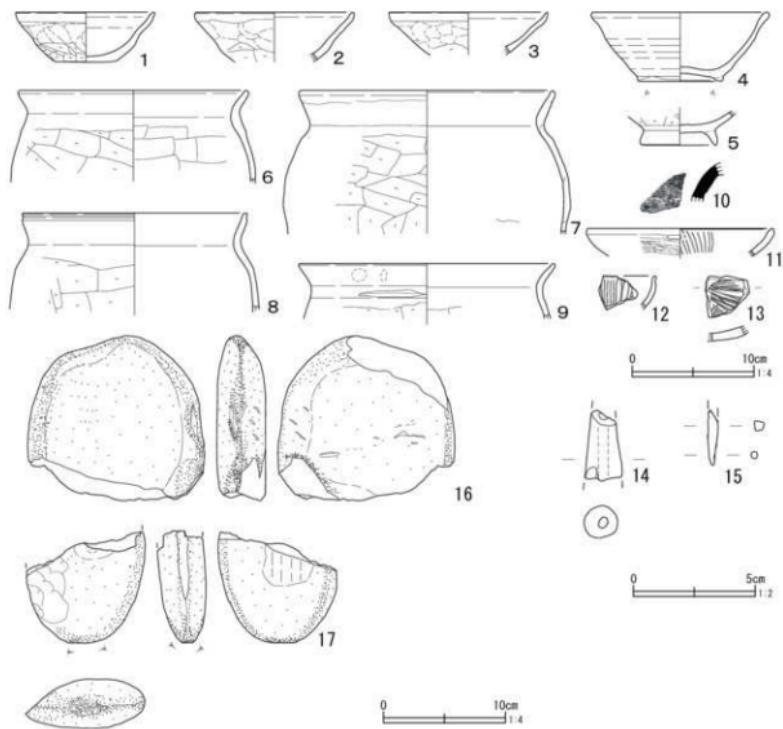


33 雪見草黄土	ソフロードー上・イカツカシムリ・ソフロードー上・微細子若干。
94 ピーチ色土上	ハーバードー上・テリコット色・褐色・地上部・植物の根わらわら ハーバードー上・テリコット色・褐色・地下部・アラビカ豆
25 黄斑黄土	ハーバードー上・土黄色・褐色・アラビカ豆
46 紫斑黄土	ハーバードー上・紫斑・アラビカ豆・熟豆・微細子若干
28 紫斑色土	ハーバードー上・紫斑子・紫斑・アラビカ豆
39 紫斑褐土	ハーバードー上・紫斑子若干
30 紫斑色土	ハーバードー上・イカツカシムリ・紫斑子若干。
11 黑紫斑中	黒紫斑子・紫斑子・紫斑子若干
91 黑紫斑褐土	ハーバードー上・ムラサキツバキ色・紫斑子・紫斑子若干
33 黑紫斑色土	ハーバードー上・ムラサキツバキ色・紫斑子・紫斑子若干
33 黑紫斑褐土	ハーバードー上・ムラサキツバキ色・紫斑子・紫斑子若干
36 黑紫斑色土	ハーバードー上・ムラサキツバキ色・紫斑子・紫斑子若干
37 黑紫斑褐土	ハーバードー上・ムラサキツバキ色・紫斑子・紫斑子若干
27 黑紫斑色土	ハーバードー上・ムラサキツバキ色・紫斑子・紫斑子若干
23 黑紫斑色土	ハーバードー上・ムラサキツバキ色・紫斑子・紫斑子若干
29 黄斑紫色土	ハーバードー上・ムラサキツバキ色・紫斑子・紫斑子若干
49 黄斑紫色土	ハーバードー上・ムラサキツバキ色・紫斑子・紫斑子若干
41 黄斑色土	ハーバードー上・ムラサキツバキ色・紫斑子・紫斑子若干
42 黄斑色土	ハーバードー上・ムラサキツバキ色・紫斑子・紫斑子若干

第26図 第9~11号竪穴建物跡、第4・14号土坑、第32号ピット



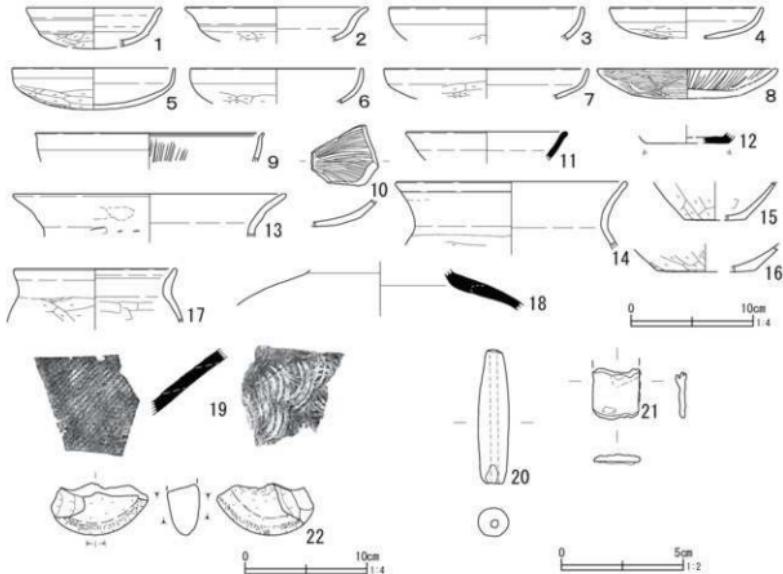
第27图 第9号竖穴建物跡遺物分布図



第28图 第9号竖穴建物跡出土遺物

第13表 第9号竪穴建物跡出土遺物観察表（第28図）

発見番号	器種	口径	底高	底性	胎土	焼成	色調	埋蔵状	備考
28. 1	土器器 片	11.30	4.10	5.10	REDGK	A	にぶい褐色、浅黄色	80%	
28. 2	土器器 片	(12.80)	残存高 4.10	—	REBK	B	浅黄色、灰白色	40%	
28. 3	土器器 片	(12.90)	残存高 2.50	—	ABEIK	B	浅黄色	20%	
28. 4	陶器系上部質土器 片	(14.30)	5.65	(6.70)	ARDGK	B	褐色、にじみ、黄褐色	20%	
28. 5	口内上部器 片	—	残存高 2.60	6.00	ABEIK	B	外面：にじみ褐色、褐色 内面：灰黃褐色、にじみ、黄褐色	底面100%	
28. 6	土器器 片	(18.60)	残存高 2.60	—	REBK	A	にじみ、黄褐色、にじみ、褐色	口縁部～脚部 上半20%	
28. 7	土器器 片	(20.60)	残存高 2.60	—	ARDGK	A	浅黄色、にじみ、黄褐色	口縁部～脚部 上半20%	
28. 8	土器器 片	(18.20)	残存高 2.50	—	REBK	A	外面：褐色、にじみ、黄褐色 内面：褐色、にじみ、褐色	口縁部～脚部 上半20%	
28. 9	土器器 片	(20.60)	残存高 4.50	—	REBK	A	にじみ、黄褐色、にじみ、褐色	口縁部25%	
28. 10	陶器器 片	—	—	—	AGL	B	青灰色	細部破片	外面上波状文。 末尾足。
28. 11	土器器 片	15.20	残存高 2.20	—	AGRK	A	外面：明赤褐色 内面：褐色	口縁部 10%以下	
28. 12	土器器 片	—	—	—	REBK	B	外面：褐色、にじみ、褐色 内面：褐色	口縁部破片	内面上波状文。 他遺物 S3160 から剥れ込みか。
28. 13	土器器 片	厚さ 0.6 ~ 0.8	—	—	AFR	B	褐色	底部破片	内面上波状文。 他遺物 S3160 から剥れ込みか。
28. 14	土壁	長さ1.9 幅1.1 厚さ0.1 重量4.6	—	—	—	—	にじみ、黄褐色	瓶片	
28. 15	熟製品 片	長さ2.3 幅0.4 厚さ0.4	—	—	—	—	—	先端部破片	角打。
28. 16	石石	長さ1.1 幅0.8 厚さ0.8 重量116	—	—	—	—	—	—	一方面赤茶（酸化か） 砂岩。
28. 17	麻石	長さ9.2 幅3.7 厚さ1.0 重量626	—	—	—	—	—	—	砂岩。



第29図 第10号竪穴建物跡出土遺物

第14表 第10号竪穴建物跡出土遺物観察表（第29図）

目次番号	目次番号	器種	口径	深さ	直径	始土	地成	色	調	残存率	備考
29	1	土師器片	(11,00)	3.20	—	ABDK	B	にぶい・黄褐色		口縁部15%	内外面(特に口縁部外面)黒色処理。
29	2	土師器片	(14,70)	—	ABDK	B	褐色			口縁部 10%以下	
29	3	土師器片	(15,80)	残存高 2.70	—	RDJK	A	にぶい・褐色		口縁部10%	
29	4	土師器片	(12,50)	残存高 2.50	—	ABH	B	褐色		20%	
29	5	土師器片	(13,20)	3.40	—	ABGJK	C	褐色		40%	摩滅が激しくヘタケズリ調整の判別困難。
29	6	土師器片	(14,00)	残存高 2.90	—	ABDK	B	外面：にぶい・褐色 内面：にぶい・黄褐色		口縁部10%	
29	7	土師器片	(16,60)	残存高 2.50	—	BDJK	B	外面：にぶい・褐色 内面：にぶい・褐色		口縁部10%	
29	8	土師器片	(14,60)	2.50	(8,60)	BEOR	A	外面：明赤褐色 内面：褐色		30%	内面に放射状纹理。 外面はヘタケズリ後ミガキ。
29	9	土師器片	(18,50)	残存高 2.30	—	EOK	A	褐色		口縁部 10%以下	内面に放射状纹理。
29	10	土師器片		厚さ0.4～0.6		EGL	A	外面：明赤褐色 内面：褐色		底部付近破片	内面に放射状纹理。 外面に斑斑有。
29	11	瓦底器片	(12,90)	残存高 2.30	—	ABGEL	C	灰白色		口縁部 10%以下	末野庵。
29	12	瓦底器片	—	残存高 0.60	(6,80)	AGBLN	B	オーリーブ灰色		底部20%	末野庵。
29	13	土師器皿	(22,00)	残存高 3.60	—	BDJJK	A	外面：にぶい・褐色 内面：褐色、にぶい・黄褐色		口縁部20%	
29	14	土師器皿	(18,60)	残存高 5.20	—	ABDKH	A	褐色、にぶい・褐色		口縁部15%	
29	15	土師器皿	—	残存高 3.10	(3,00)	ABGJM	B	外面：褐色 内面：にぶい・黄褐色、褐色		底部20%	
29	16	土師器皿	—	残存高 1.90	(8,00)	ABQJN	B	褐色		底部20%	
29	17	土師器台付片	(33,10)	残存高 4.40	—	RD	B	外面：褐色、にぶい・黄褐色		口縁部下半 10%以下	外面：平行切き。 内面：青滑放文で具組。
29	18	瓦底器皿	BBK付	残存高 3.30	—	ABHL	B	灰褐色		10%以下	末野庵か。
29	19	瓦底器皿	厚さ0.9～1.0		ABH	A	灰白色			底部下半(底 部付近)破片	外面：平行切き。 内面：青滑放文で具組。
29	20	土鍬	厚さ3.5 基本1.5 高さ4.1 重量4.0					にぶい・褐色、褐灰色		(注)100%	
29	21	鉄製品・小札	長さ2.0 幅1.9 厚さ0.2～0.3							下部以下破片か	
29	22	蜜石	長さ4.3 幅2.9 厚さ2.4 重量91.6							破片	砂岩。

模は、平面確認最大長0.95mとやや長く、焚口から繋がる煙道部の一部が検出されたと考えられる。なお、焚口については、その西側を第9号竪穴建物跡が切っていたため、規模が不明である。

出土遺物は、検出されたプラン全体を掘り空めた程度であるが、土師器壺・塊・甕・台付甕、須恵器壺・甕、土鍬等が検出され、特殊なところでは、挂甲小札片と考えられる鉄製品が1点検出された。

時期は、7世紀末～8世紀初頭と考えられる。

第11号竪穴建物跡（第26・30図、第15表）

調査区の西端、南西隅に位置する。座標X=20,880～20,885、Y=-44,970～-44,975内にある。第9号竪穴建物跡及び第10号竪穴建物跡と重複関係にあり、本遺構が第10号竪穴建物跡を切り、第9号竪穴建物跡に切られている。

規模は、建物のプランの南部及び西部が調査区域外と推定され、また、北壁の一部が第9号竪穴建物跡に切られているため詳細は不明であるが、建物の検出東西軸最大長1.73m、残存南北軸最大長2.61mを測る。平面形は、おそらく方形を呈すると推定される。主軸方位は、N-44°-Eを示すと推定される。

調査ではほとんど掘り下げを行わず、一部サブトレレンチを掘削して第10号竪穴建物跡との重複関係を観察した。そのサブトレレンチの調査区南壁の土層断面観察から、床までの深さは最大57cmを測る。埋土は、ほぼレンズ状に堆積していることから自然堆積であると考えられる。

床面は、ほぼ平坦であると考えられる。また、土層断面観察から第13~17層は、ハードローム土ブロック・粒子を多量に含む埋土であることから、貼床の埋土の可能性が考えられ、貼床により床面が造られた可能性がある。床面から貼床か所の掘方までは15~25cmの深さがあり、東壁付近では浅くなる掘方であった。

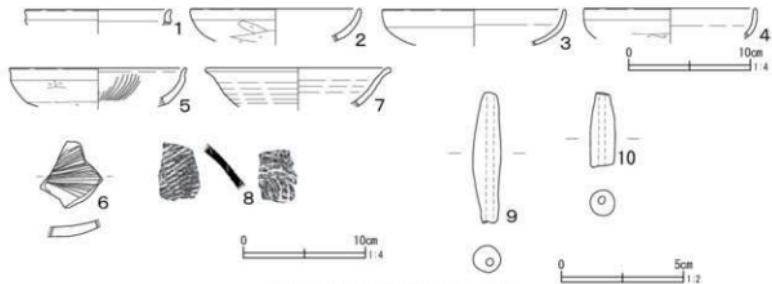
壁溝は、掘り下げを行ったサブトレレンチか所での平面確認及び土層断面観察において確認されなかった。

柱穴、貯蔵穴は、ほとんど掘り下げを行わなかったことから確認できなかった。

カマドも確認できなかったが、北壁に設置されていたものと推定され、その位置は調査区域外であると推定された。

出土遺物は、検出されたプラン全体を掘り窪めた程度であるが、主に北東隅にまとめて検出され、土器師坏、須恵器甕、土錘等が出土した。また、須恵系土器質土器塊(坏)が見られたが、本建物に所属するものではなく、周辺の遺構からの流れ込みと考えられた。

時期は、8世紀前半と考えられる。



第30図 第11号竪穴建物跡出土遺物

第15表 第11号竪穴建物跡出土遺物観察表 (第30図)

遺物番号(調査番号)	器種	口径	高さ	底径	底形	施成	色	調	残存率	備考
30-1	土師器片	(11.90)	既存高 1.25	—	ABEJ	A	褐色		口縁部 10%以下	
30-2	土師器片	(13.80)	既存高 2.70	—	ABGK	B	褐色		口縁部13%	
30-3	土師器片	(14.80)	既存高 2.90	—	AB	B	褐色。に赤褐色		口縁部10%	
30-4	土師器片	(14.00)	既存高 2.50	—	ABE	C	褐色		口縁部13%	
30-5	土師器片	(14.40)	既存高 3.2	—	AEB	B	外面：赤褐色、黄褐色。 内面：赤褐色、黄褐色。		口縁部10% 内面に放射状突起。	
30-6	土師器片	厚さ0.5~0.8	—	ADBK	B	明赤褐色			底部付近破片 内面に放射状突起。	
30-7	須恵系土器質土器片	(14.80)	既存高 3.20	—	ABDJ	A	灰白色。灰色。		15%	
30-8	須恵器片	厚さ0.45~0.60	—	ABMN	B	外面：灰白色。 内面：暗灰黄色			外面：折格子切妻口。 内面：直筒口。内面斜支立て其頸。 末野地。	
30-9	土錘	長3.14 幅1.1 心径0.3 重量6.3g	—	—	—	—	黒褐色		98%	
30-10	土錘	長3.18 幅1.0 心径0.3 重量5.1g	—	—	—	—	に赤い黄褐色。に赤い褐色		60%	

(2) 挖立柱建物跡

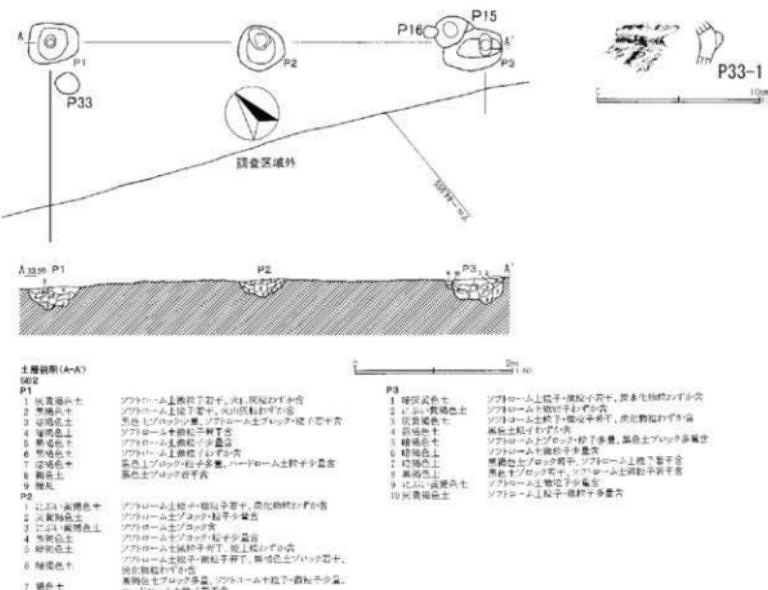
第2号掘立柱建物跡（第31図）

調査区の東半、やや中央部寄り南に位置する。座標X=20,870~20,880、Y=-44,950~-44,960内にある。第15号ビットと重複関係にあり、本遺構が切られている。また、直接重複関係ではないが、位置から第33号ビットと重複する。

建物の南部の大半が調査区域外となっていることから詳細は不明であるが、梁行2間の南北棟と推定される側柱式掘立柱建物跡で、規模は桁行1.98m以上、梁行5.34m、調査区域内での面積は約6.8m²を測る。柱間は、梁行のP1-P2が2.58m（約8尺）、P2-P3が2.76m（約9尺）を測り、P2-P3の柱間がやや広い。主軸方位は、N-39°-Eを指す。

柱穴は、隅柱が梁行方向に長い楕丸長方形で長軸0.60~0.71m、短軸0.43~0.50m、梁行中央の柱がほぼ円形の掘方で長軸0.55m、短軸0.56mである。掘方の深さは、確認面からP1が24cm、P2が17cm、P3が25cmを測り、隅柱の柱穴が深い。

確認できた柱痕跡はまちまちで、P1が掘方のほぼ中央、P2が中央北寄り、P3が中央東寄りであったが、柱筋の通りがよい建物である。柱痕跡は、平面及び土層断面観察から全ての柱穴で確認でき、柱の直径は16~20cmと推定された。また、隅柱が20cmと太く、梁行中央の柱が16cmと隅柱に比べると細いものである。



第31図 第2号掘立柱建物跡、第15・16・33号ビット、第33号ビット出土遺物

出土遺物は、検出できなかった。

時期の詳細は不明であるが、他に検出された7世紀末～8世紀初頭の豎穴建物跡と主軸方位が酷似することから、当該期と推定される。

(3) 土坑・ピット

土坑は、11基確認された。これらのうち、第6～8号土坑の3基については、その新旧関係を把握するため、サブトレンチを掘削し観察したが、これ以外については、平面確認のみを行った。

土坑については、第4・5・6・7号土坑において、図示が不可能な小破片の遺物がわずかに検出された。第4号土坑は、土師器壺・甕、須恵器壺（塊）が検出され、この須恵器壺（塊）から9世紀後半の時期と考えられた。一方、第5・6・7号土坑は、いずれにおいても土師器甕が検出されたが、時期を判断するには困難であった。なお、これ以外の土坑においては、出土遺物が検出されなかった。

ピットは、24基確認された。これらのうち、掘り下げを行ったピットは唯一第15号ピットであり、図示が不可能な土師器甕の小破片がわずかに検出されたが、時期を判断するには困難であった。これ以外のピットについては平面確認のみを行い、その際に出土遺物が検出されたのは第18・33号ピットの2基である。

ここでは、ピットのうち、掘り下げを行ったもの、または、出土遺物が図示できたものについて記述する。

第15号ピット（第31図）

調査区の東部、南に位置する。座標X=20,870～20,875、Y=-44,950～-44,955内にある。第2号掘立柱建物跡の柱穴P3、第16号ピットと重複関係にあり、本遺構が第2号掘立柱建物跡の柱穴P3を切り、第16号ピットに本遺構が切られている。

規模は、長軸0.45m、短軸0.35mを測る。平面プランは、やや形の崩れた楕円形を呈する。深さは、25cmを測る。

出土遺物は、土師器甕が検出されたが、図示できなかった。

時期は不明であるが、少なくとも第2号掘立柱建物跡以降であることから、8世紀前半以降であると考えられる。

第18号ピット（第19・32図、第16表）

調査区の中央部やや東寄りに位置する。座標X=20,875～20,880、Y=-44,955～-44,960内にある。重複関係にある遺構はない。

規模は、長軸、短軸とも0.40mを測る。平面プランは、隅丸方形を呈する。深さは、平面確認のみであったため不明である。

出土遺物は、須恵器甕が検出された。

時期は、特定できなかった。

第33号ピット（第31図、第16表）

調査区の中央部やや東寄りに位置する。座標X=20,870～20,875、Y=-44,955～-44,960内にある。直接重複関係にある遺構はないが、位置から第2号掘立柱建物跡と重複する。

規模は、長軸0.27m、短軸0.25mを測る。平面プランは、楕円形を呈する。深さは、平面確認のみで

あったため不明である。

出土遺物は、縄文土器深鉢形土器が検出された。

時期は、出土遺物が示す時期は縄文時代中期であるが、詳細は不明である。



第32図 第18号ピット出土遺物

第16表 第18・33号ピット出土遺物観察表（第31・32図）

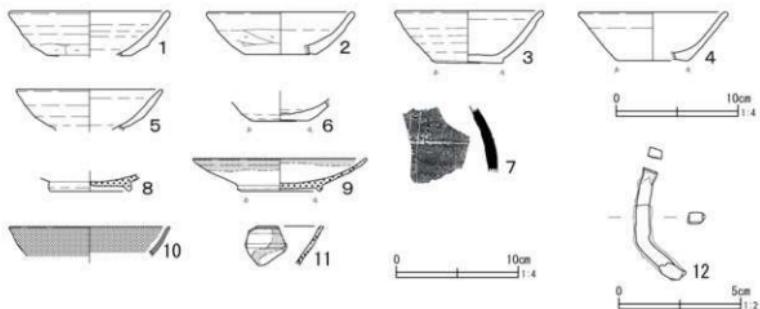
項目番号	回収番号	器種	厚さ	粘土	地成	色調	残存率	備考
32	P18-1	復元器 皿	1.0 ~ 1.2	AEGK	A	外面：灰褐色 内面：暗青灰色	縁部下半部 付近破片	
33	P33-1	縄文土器 深鉢形				明赤褐色	縁部上半破片	縁部によって画面文が擦き出される。 画面内には單語式、縄文、 加賀利式等。

(4) 遺構外出土遺物

表土除去の際に出土した遺物及び遺構に伴わないと判断した出土遺物を掲載する（第33図、第17表）。主に9世紀後半から10世紀後半までの土器等が出土した。

第17表 B区遺構外出土遺物観察表（第33図）

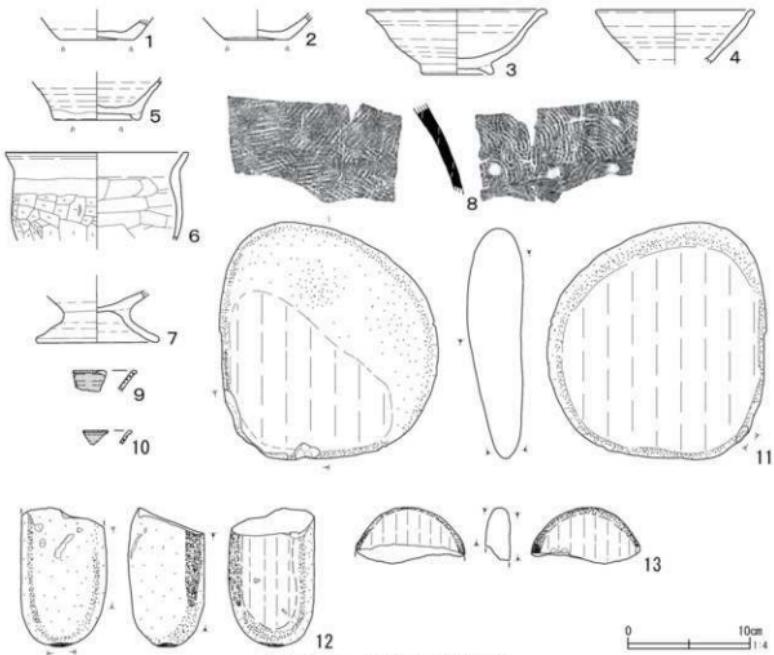
項目番号	回収番号	器種	口径	深さ	底径	粘土	地成	色調	残存率	備考
33	1	縦底系土器質土器 盆	(12.80)	3.70	(7.00)	ADGJN	A	にじみ、黄褐色	10%	
33	2	縦底系土器質土器 盆	(11.80)	3.50	(5.80)	ABEHJ	B	にじみ、黄褐色	15%	底部外側は剥離未切か。
33	3	縦底系土器質土器 盆	11.90	4.30	5.90	ABEIJ	A	茶色、灰褐色	85%	
33	4	縦底系土器質土器 盆	(12.00)	4.00	(5.60)	ABEJ	A	オリーブ黒色、灰白色	20%	
33	5	縦底系土器質土器 盆	(11.80)	3.40	—	ADGJK	B	灰褐色、灰白色	20%	
33	6	縦底系土器質土器 盆	—	残存高 1.40	4.80	EGJHK	B	外側：灰褐色、黑色 内面：褐色	底部付近100%	
33	7	單輪器 盃	—	—	—	AB	A	灰褐色	縁部上半破片	内外面に自然釉。 外側にヘラ状工具による2本縦平行沈線・筒内に交差する平行3本沈線。2本縦平行沈線間に横状捺付文。
33	8	灰釉陶器 碗	—	残存高 1.40	—	BB	A	浅黄色	底部25%	東濃型（虎渕山1号式）。
33	9	灰釉陶器 皿	14.20	2.70	6.10	ABGK	A	灰白色	60%	口縁部外側に灰釉ツケガタ。 東濃型（虎渕山1号式）。
33	10	灰釉陶器 皿	(13.00)	残存高 2.40	—	AB	A	灰褐色	口縁部10%	内外面に縦線（内外面とも口縁部付近剥離）。 東濃型。
33	11	灰釉陶器 皿	—	—	—	BB	A	灰白色	口縁部破片	口縁部外側に灰釉ツケガタ。 東濃型。
33	12	鉢形器 打	長さ6.1	幅0.5	厚さ0.4				一部欠損	断面長方形の凸脚。先端を折り曲げ頭をつくる。



第33図 B区遺構外出土遺物

3 A・B区遺構外出土遺物

A区及びB区の表土除去の際に出土した遺物で、A・Bいずれの区に所属するか不明な遺跡一括遺物として取り扱った出土遺物を掲載する（第34図、第18表）。主に10世紀代の土器等が出土した。



第34図 A・B区遺構外出土遺物

第18表 A・B区造構外出土遺物観察表 (第34図)

番号	調査号	器種	口径	深高	底径	胎土	焼成	色 調	生存率	備考
34	1	須恵系土師質土器	—	生存高 1.80	(5.70)	ABDEJK	B	外面：にぶい黄褐色、にぶい褐色 内面：褐色、にぶい黄褐色	底部45%	
34	2	須恵系土師質土器	—	生存高 1.80	(5.00)	ABEIJ	B	褐色	体部下半 ～底盤破片 (底部の30%)	
34	3	須恵系土師質土器	14.30	5.30	5.30	ABEJUN	A	外面：褐色、にぶい黄褐色 内面：明赤褐色、明黄褐色	70%	
34	4	須恵系土師質土器	(12.70)	生存高 4.40	—	ABDEGJ	B	外面：褐色、浅黃褐色 内面：褐色、にぶい黄褐色	35%	
34	5	須恵系土師質土器	—	生存高 3.10	(6.80)	ADG	B	外面：灰白色、にぶい褐色 内面：灰白色	体部下半 ～底盤80%	
34	6	土器	(14.80)	生存高 1.20	—	ABD	A	外面：褐色、にぶい黄褐色 内面：褐色、にぶい褐色	口縁部～ 底盤上半30%	
34	7	土器	—	生存高 2.90	9.50	ABDEBJ	B	褐色、にぶい黄褐色	右部75%	
34	8	須恵器	—	—	—	ABDEB	B	灰白色	縫合(上半)破片 外面：平行引き(交差)後一辺カケ目。 内面：青海波文あと貝殻(後に一部剥離せず) 末野坂山。	
34	9	灰釉陶器	—	—	—	AB	A	灰色	口縫合破片 須磨山。	
34	10	灰釉陶器	—	—	—	A	A	灰白色	口縫合破片 須磨山。	
34	11	磨石	直5.18	幅16.0	厚さ1.6	重さ228g				端部の一部を磨着として使用したか。 須磨山。
34	12	磨石	直5.11	幅1.6	厚さ6.2	重さ762g				表面が平滑で磨着として使用したか。 愛宕山。
34	13	磨石	直5.14	幅3.0	厚さ2.0	重さ105.5g				両面に磨痕あり。 須磨山。

V 調査のまとめ

1 はじめに

熊谷市における幡羅官衙遺跡群は、西に隣接する深谷市幡羅官衙遺跡に連続する西別府遺跡、西別府祭祀遺跡及び西別府廃寺で構成される。これらの遺跡は、古代の幡羅郡家跡である幡羅官衙遺跡と一体をなし、郡家を支え有機的に機能した施設（要素）の遺跡と考えられる。このたび、幡羅官衙遺跡と同時に国史跡に指定された西別府祭祀遺跡は、湧泉に対する祭祀跡であり、水の恵みに感謝し、郡家の経済基盤ともなる水田から享受される利益（水稻：税としての米）を期待する祈りを奉げる祭祀場であつたと考えられる。西別府廃寺は、郡家が整備される時期と呼応して郡家付属寺院として建立され、郡家の政治的安寧を仏に祈り、なおかつ、寺院が所有する水田から得られる郡家を経済的に支えたであろう利益を提供する場所であったとも考えられる。そして、西別府遺跡は、郡家の政治機能の一部を担った施設があった場所であり、本来ならば幡羅官衙遺跡と一連の遺跡と捉えるべき遺跡であると認識される。これらの遺跡は、郡家と密接に重要な役割を果たしたものであろう、幡羅郡家にとって一つとして欠くことのできない要素であり、この3要素が揃う郡家は全国的に見ても数例の稀有な存在である。

本報告の調査は、前述のような認識が高まるにつれ、遺跡の実態を正確に把握し、その価値を遺跡保護に活用するための情報収集を目的とし、熊谷市において平成15年度から開始された一連の調査の一つである。この保存を目的とする範囲内確認調査は、これまで、幡羅官衙遺跡群を構成する西別府祭祀遺跡、西別府遺跡及び西別府廃寺の全ての遺跡において実施してきた。西別府祭祀遺跡の確認調査では、4次にわたり、この遺跡のメインである台地下の湧泉祭祀のはかにも、台地上での祭祀の実態を把握すべく調査を実施した。その調査では、幡羅郡家が消滅する11世紀前半の祭祀終焉前夜の祭祀の実態、そして、その後の中世の様子を推定できる情報を得るという成果があり、飛鳥時代の7世紀後半に始まったここでの祭祀が形態を変え、中世、近世、近代、そして現代への受け継がれていったことを考察するものであった。そして、西別府遺跡・西別府廃寺の調査は、平成15年度のトレンチによる予備調査から始まり、本格的には平成16年度以降4次にわたって調査を実施してきた。調査の結果、幡羅郡家の一つの構成要素である官衙ブロック（二重区画構と土壘による方形区画）の発見、そして、方形区画内の様子を物語る建物群の状況の一部を把握することができたのである。しかし、当初期待していた郡庁を掘り当てるという命題をクリアできるものではなかった。なお、この調査は前述のとおり2遺跡に該当するが、西別府廃寺の遺跡範囲はごく一部が該当するのみで、寺院の機能をもった範囲からは大分西に離れていると判断されるため、2遺跡の遺跡範囲の見直しを日々実施する予定である。その西別府廃寺については、これまで開発に伴う3次にわたる調査を実施し、伽藍の様子やその変遷等寺院の実態が明らかになってきているが、平成29年度末に、過去の調査成果から伽藍の塔及び金堂と推定される建物の基壇が及ぶであろうか所においてトレンチによる調査を実施した。推定金堂か所には瓦が散布し、成果が期待されたが、後世の攢乱が激しく基壇跡の確認には至らなかった。しかし、過去の調査により塔の基壇跡と推定された北側のか所では、攢乱が激しいながら塔の基壇跡と考えられる版築地業跡が確認され、塔の範囲が確実に北まで広がっている確証を得た成果があった。

ここで、本報告の大竹遺跡であるが、幡羅官衙遺跡群を構成する遺跡ではないが、この遺跡群の南、幡羅郡家の周囲に広がる郡家を支えた人々が暮らした集落跡と考えられ、西に隣接する深谷市下郷遺跡と一連の遺跡と捉えることができるものである。さて、下郷遺跡は、7世紀前半まで居住域ではなかった場所に幡羅官衙遺跡の出現と同時に多数の人々が暮らす場所となったことから、郡家造営のために集められた人々も居住し、そして、郡家廃絶まで継続して大規模な集落が営まれていたと考えられ、その規模は東西500m以上にも及ぶ。調査では、200棟にも及ぶ堅穴建物跡、掘立柱建物跡、道路跡、区画溝及び粘土探掘坑等が検出され、粘土探掘坑についてはカマドの構築材、土器生産のほか郡家の土木工事に使われた粘土を採掘した可能性が考えられている。また、多量に出土した遺物の中には、郡家の役人が所有したであろう帶金具の巡方・丸輪・鉢具・鈔尾、刀子、円面鏡等のほか、鉄製・石製鋤車、幡羅の郡名を示す墨書き土器「坡」・「婆羅」・「羽多」等が検出されていることから、これらは、前述のとおり郡家を支えた人々が暮らした集落跡であったことを裏付けている。

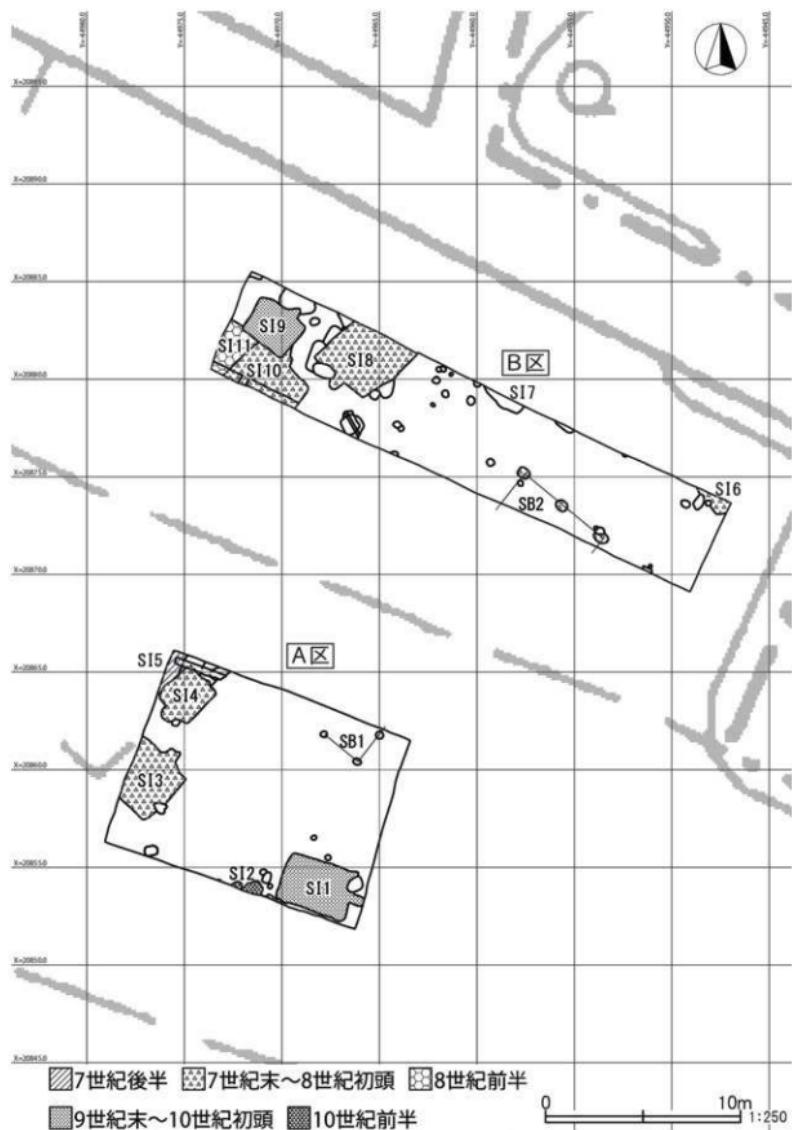
さて、話を大竹遺跡の調査に戻し、今回の調査目的について述べる。調査の前年度の平成23年度に実施された下郷遺跡第18次調査において、注目される発見があった。それは、両側に側溝をもつ路面幅約6mを測る道路跡が検出されたことである。この道路跡は、現在の旧中山道とほぼ同じ位置を通っていたと考えられる幡羅郡と隣の榛澤郡を結ぶ道路から分岐し、幡羅郡家の主要施設へ向かうと推定される南北の道路である。このことから、この道路跡が真っ直ぐ北進すると仮定し、本報告の大竹遺跡範囲内に調査区を設定し、道路の行方を確かめることとしたのである。さらに、周囲の現況を見てみると、今回の調査区からさらに北進する位置にアスファルト敷きの道路が位置し、その北には農道が、そして、その先には西別府祭祀遺跡が所在することから、郡家の主要施設である祭祀場へ向かっていることが容易に推定できたのである。ところが、その期待は見事に外れ、下郷遺跡と同様に、律令期の集落が所在することが調査により判明し、下郷遺跡と一体をなす集落が東西に広く展開していることが裏付けられたのである。因みに、この大竹遺跡は、東西に長く800m以上も広く展開する集落遺跡であり、その東端には、現在でも小字に「原」という郡名の「幡羅」を想起させる地名が遺っている。

なお、本報告の大竹遺跡の「大竹」という小字名の「竹」は、古くは「館」から転化したものとされており、これから「大館」とするならば、この地に幡羅郡家に関連する建物や施設があったとも考えられ、興味深い地名である。

それでは、今回の調査成果の特筆すべき事項として、集落の変遷について述べることにしたい。

2 A区及びB区における集落建物の変遷について

調査で検出された集落を形成する主な遺構は、総数にして、堅穴建物跡11棟、掘立柱建物跡2棟である。その時期は、飛鳥時代から平安時代前期まで、7世紀後半～10世紀前半である。時期別に見てみると、7世紀後半に堅穴建物跡1棟、7世紀末～8世紀初頭に堅穴建物跡5棟及び掘立柱建物跡1棟、8世紀前半に堅穴建物跡1棟、9世紀末～10世紀初頭に堅穴建物跡2棟、そして、10世紀前半に堅穴建物跡1棟である。なお、残るB区の堅穴建物跡1棟及びA区の掘立柱建物跡1棟については、出土遺物がなく時期の詳細は不明であるが、可能性としては、時期における建物の主軸方位傾向から、前者を7世



第35図 A・B区遺構変遷図

紀末～8世紀初頭の時期に比定しても良いかも知れない。そうすると、当該期の総数は、竪穴建物跡6棟及び掘立柱建物跡1棟となる。なお、後者については、その柱穴の規模の貧弱さから、10世紀代、強いて言えば10世紀後半の時期に比定されると考えられる。これを補完する証拠として、その多くが遺構出土遺物であるが、10世紀後半の灰釉陶器、綠釉陶器が見られることが挙げられる。

それでは、これら建物の変遷及びその特徴を、時期を追って、7世紀後半、7世紀末～8世紀初頭、8世紀前半、9世紀末～10世紀初頭、10世紀前半と5時期で辿っていってみたい（第35図）。

ア 7世紀後半

A区で検出された竪穴建物跡1棟（第5号竪穴建物跡）があった時期である。

第5号竪穴建物跡は、7世紀末～8世紀初頭の竪穴建物跡・第4号竪穴建物跡等に切られていることと出土遺物から当該期としたものである。建物の大部分が調査区域外となっていることと、掘り下げを行っていないことから、その実態は不明であり、主軸方位も不明である。よって、当該期の建物の特徴を示すことができない。

イ 7世紀末～8世紀初頭

A区で検出された竪穴建物跡2棟（第3・4号竪穴建物跡）、B区で検出された竪穴建物跡3棟（第6・8・10号竪穴建物跡）及び掘立柱建物跡1棟（第2号掘立柱建物跡）があった時期である。因みに、当該期の可能性があるB区の竪穴建物跡1棟（第7号竪穴建物跡）を含めると、前述のとおり、A区で竪穴建物跡2棟、B区で竪穴建物跡4棟及び掘立柱建物跡1棟の、竪穴建物跡計6棟及び掘立柱建物跡計1棟となる。

区分した6時期のうち、最も建物が所在した時期である（可能性のある建物を除いても同じ現象である）。第2号掘立柱建物跡及び第7号竪穴建物跡を除いて、全ての竪穴建物跡において出土遺物があり、その出土遺物から時期を判断した。因みに、注目されるのは、当該期の第10号竪穴建物跡から、挂甲の小札と考えられる鉄製品の破片が出土したことである。幡羅郡の西に隣接する榛澤郡家と関わりのある建物群や施設が検出されている熊野遺跡においても同じく挂甲小札が出土しており、郡家における軍事について考える上で貴重な情報を提供していると考える。

建物の特徴を、主軸方位の傾向から見ると、竪穴建物跡では、カマドの設置か所による方位がN-41°～53°—Eを示し約10°のブレがあるが同じ傾向を示す（ただし、第6号竪穴建物跡の主軸方位N-53°—Eについては、検出された部分が少なく、その値が適當かは疑問が残る）。因みに、第4・8号竪穴建物跡は、カマドの設置か所が他の3棟とは180°反対に設置されており主軸方位N-131°～135°—Wを示すが、反転した主軸方位を見ると、N-45°～49°—Eを示し、同じ傾向にあることが分かる。

一方、掘立柱建物跡1棟の主軸方位の傾向から見てみると、N-39°—Eを示し、竪穴建物跡と同様の傾向が見られる。従来の調査・研究では、時期を同じくする建物の主軸方位は同じ傾向を示すと言われてきたが、それに依れば、竪穴建物跡、掘立柱建物跡を問わず、記述した傾向が当該期の建物の特徴であると考えられる。つまり、当該期の建物の主軸方位は、およそN-40°～45°—Eに収まると考えられる。

ウ 8世紀前半

B区で検出された竪穴建物跡1棟（第11号竪穴建物跡）があった時期である。

第11号竪穴建物跡は、7世紀末～8世紀初頭の竪穴建物跡・第10号竪穴建物跡を切り、9世紀末～10世紀初頭の竪穴建物跡・第9号竪穴建物跡に切られている。なお、第11号竪穴建物跡については、当初は、第10号竪穴建物跡と同じく、出土遺物から7世紀末～8世紀初頭の時期と見ていたが、新旧関係と本建物が8世紀前半の出土遺物をもつことから、第10号竪穴建物跡より若干新しい時期が与えられるることから、当該期とした。

建物の主軸方位は、N-44°—Eを示し、重複関係にある7世紀末～8世紀初頭の第10号竪穴建物跡及び同じく重複関係にある9世紀末～10世紀初頭の第9号竪穴建物跡の主軸方位の傾向とあまり変わらない。

エ 9世紀末～10世紀初頭

A区で検出された竪穴建物跡1棟（第1号竪穴建物跡）、B区で検出された竪穴建物跡1棟（第9号竪穴建物跡）の計2棟があった時期である。

事例が少ないが、区分した5時期のうち、7世紀末～8世紀初頭の時期に次いで建物が所在した時期である。全ての竪穴建物跡において出土遺物があり、その出土遺物から時期を判断した。

建物の特徴を、主軸方位（カマドの設置位置による方位）の傾向から見ると、第1号竪穴建物跡はN-109°—Eを示し、一方、第9号竪穴建物跡はN-41°—Eを示す。双方の竪穴建物のカマドが設置された壁を見ると、前者が北壁で後者が東壁であったため、およそ70°の違いが見られた。これは、7世紀末～8世紀初頭の時期の建物で述べた、従来の調査・研究に依る「時期を同じくする建物の主軸方位は同じ傾向を示す」という現象に照らすと、当該期の建物は該当しない。

また、建物のプランから見ると、第1号竪穴建物跡は東西に長い長方形を呈し、一方、第9号竪穴建物跡は東西軸がやや長いもののほぼ正方形のプランを呈する。これは、今回の調査で検出された竪穴建物跡全体を見ると、第1号竪穴建物跡が特異な状況である。よって、主軸方位及びプランの相違は、建物の性格の違い等他に起因するものと考えておきたい。

したがって、当該期の建物の特徴を明確にはできなかったと言わざるを得ない。

オ 10世紀前半

A区で検出された竪穴建物跡1棟（第2号竪穴建物跡）があった時期である。

第2号竪穴建物跡は、第1号竪穴建物跡とは直接重複関係にはないが、近接する位置関係にある。第1号竪穴建物跡の出土遺物には、9世紀末～10世紀初頭に所属するもののほか、10世紀前半に属すると考えられるものが多くあったが、近接する第2号竪穴建物跡からの流れ込みの可能性も高いことから、第1号竪穴建物跡を9世紀末～10世紀初頭の時期と考え、あまり時期を違えず第2号竪穴建物跡が造られたと考えた。なお、第2号竪穴建物跡では、10世紀後半の灰釉陶器、綠釉陶器の出土があった。

建物の主軸方位は、他の建物の中で最も北方向から振れないN-32°—Eを示す。唯一の事例ではあるが、この主軸方位の傾向を当該期の建物の特徴としておきたい。

以上が、建物の変遷を、時期を追って見たものであり、時期別の特徴を記した。

3 おわりに

本調査においては、限定的な範囲の中で得られた情報ではあるが、まとめとして、大竹遺跡の範囲内に形成された集落の様相を述べると、7世紀後半に形成され始めた集落は、7世紀末～8世紀初頭の律令制度が成立する時期、つまり、幡羅郡家が評家成立後に郡家として整備され、付属寺院が創建され、7世紀後半でも第3四半期の早い時期に始まった祭祀場での祭祀が、石製模造品を祭祀具の主体とする祭祀から土器を祭祀具として用いた祭祀へと変化した時期に、最も活気を帯び多数の建物が造られるようになる。それは、堅穴建物だけではなく、掘立柱建物も併存する集落であった。また、堅穴建物も比較的近接した位置にまとまり、時期をあまり違えずには建替えも行われたようである。

その後の8世紀代には建物があまり見られなくなり、9世紀初頭～10世紀初頭になると、比較的距離をおいてわずかな堅穴建物が造られる程度となっていき、そして、10世紀前半を最後に、集落を構成する建物はなくなっていくという状況である。さらに、第1号掘立柱建物跡を10世紀後半と考えれば、この時期まで細々と集落が営まれていたと考えられる。

冒頭にも記述したが、今回は限定的な調査による知見であるため、大竹遺跡における具体的な集落の様相は僅しかつかめていない状況である。今後の調査により、検討が加えられることに期待したい。

さらに、幡羅郡家及びその周辺集落の様相がより一層解明されることに期待をして、まとめに代えたいくと思う。

主な引用・参考文献

- 大場磐雄・小澤國平 1963 「新発見の祭祀遺跡」『史迹と美術』第338号
- 小川良祐他 1986 『桶の上遺跡』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第59集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 金子正之 1982 『三尻遺跡群 上辻・下辻遺跡』 熊谷市教育委員会
- 金子正之 1984 『三尻遺跡群 上辻・下辻遺跡』 熊谷市教育委員会
- 金子正之 1985 『三尻遺跡群 黒沢館・桶ノ上遺跡』 熊谷市教育委員会
- 金子正之 1986 『三尻遺跡群 若松遺跡・黒沢遺跡・東遺跡』 熊谷市教育委員会
- 金子正之 1986 『三尻遺跡群 社裏遺跡・社裏北遺跡・社裏南遺跡』 熊谷市教育委員会
- 川口潤 1989 『本郷前東遺跡』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第78集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 木戸春夫 1995 『根絶・横間栗・閑下』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第153集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 熊谷市 2015 『熊谷市史』資料編1 考古
- 埼玉県教育委員会 1988 『埼玉の中世城館跡』
- 寺社下博他 1979 『中条条里遺跡調査報告書I』 熊谷市教育委員会
- 寺社下博 1983 『めづか』 熊谷市教育委員会
- 寺社下博 1984 『中条遺跡群』 熊谷市教育委員会
- 寺社下博 2000 『一本木前遺跡』 熊谷市教育委員会
- 寺社下博 2001 『一本木前遺跡II』 熊谷市教育委員会
- 寺社下博他 2002 『一本木前遺跡III』 熊谷市教育委員会
- 寺社下博 2003 『一本木前遺跡IV』 熊谷市教育委員会
- 寺社下博 2004 『一本木前遺跡V』 熊谷市教育委員会
- 鈴木敏昭 1999 『横間栗遺跡』 熊谷市教育委員会

- 高山清司 1976 「三ヶ尻上古遺跡」『埼玉県土器集成』4 埼玉考古学会
- 浅瀬芳之 1990 『東川端遺跡』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第94集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 浅瀬芳之 1993 『上敷免遺跡』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第128集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 田部井功 1976 『弥藤吾新田遺跡』 埼玉県遺跡調査会報告第29集 埼玉県遺跡調査会
- 田中広明 1992 『新屋敷東・本郷前東』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第111集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 田中広明 2002 『北島遺跡V』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第278集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 知久裕昭 2010 『下郷遺跡IV』 深谷市教育委員会
- 知久裕昭 2012 『幡羅遺跡Ⅶ-総括報告書I-』 深谷市教育委員会
- 知久裕昭 2012 『下郷遺跡VI』 深谷市教育委員会
- 知久裕昭 2015 『下郷遺跡IX』 深谷市教育委員会
- 知久裕昭 2016 『下郷遺跡X』 深谷市教育委員会
- 知久裕昭 2017 『下郷遺跡XI』 深谷市教育委員会
- 中島 宏他 1984 『池守・池上』 埼玉県教育委員会
- 深谷市教育委員会 2008 『律令時代の郡役所』
- 増田逸朗他 1971 『横塚山古墳』 埼玉県遺跡調査会
- 松田 哲 2004 『龍原裏遺跡』 熊谷市教育委員会
- 松田 哲 2005 『龍原裏古墳群』 熊谷市教育委員会
- 松田 哲 2008 『藤之宮遺跡』 熊谷市教育委員会
- 山中敏史他 2003 『古代の官衙遺跡I 遺構編』 (独)奈良文化財研究所
- 山中敏史他 2004 『古代の官衙遺跡II 遺物・遺跡編』 (独)奈良文化財研究所
- 吉田 稔他 1991 『小敷田遺跡』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第95集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 吉田 稔 2003 『北島遺跡VI』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第286集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 吉野 健 1989 『西方遺跡』 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 1992 『西別府廢寺』 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 1994 『西別府廢寺(第二次)』 熊谷市教育委員会
- 吉野 健・松田 哲 2000 『西別府祭祀遺跡』 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2001 『諏訪木遺跡』 熊谷市遺跡調査会
- 吉野 健 2002 『前中西遺跡II』 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2003 『前中西遺跡III』 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2009 『西別府祭祀遺跡II』 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2011 『西別府祭祀遺跡III』 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2013 『西別府祭祀遺跡・西別府廢寺・西別府遺跡 総括報告書I』 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2016 『西別府祭祀遺跡IV』 熊谷市教育委員会

写 真 図 版



調査区近景（南東から）



調査区全景（上：B区、下：A区 上が北）

図版 2



A区調査区全景（上が北）



B区調査区全景（上が北）



第 1 号竪穴建物跡（西から）



第 1 号竪穴建物跡
貯蔵穴か所遺物出土状況



第 2 号竪穴建物跡、
第 4～6 号ビット（南から）

図版 4



第2号竪穴建物跡
カマド構築石材検出状況（南から）



第3号竪穴建物跡、第7号ピット
(南から)



第3号竪穴建物跡遺物出土状況(南から)



第4・5号竪穴建物跡、第1～3号土坑
(右: 第5号竪穴建物跡、手前: 左から
第2号、第1号、第3号土坑 北から)



第4号竪穴建物跡遺物出土状況(西から)



第1号掘立柱建物跡(南から)

図版 6



第6号竪穴建物跡、第10・11号ピット
(南から)



第7号竪穴建物跡 (南から)



第8号竪穴建物跡、第6～13号土坑、
第29・31・32号ピット
(左上：第6～9号土坑 南から)



第8号竪穴建物跡
掘削か所完掘状況（西から）



第8号竪穴建物跡遺物出土状況（西から）



第9号竪穴建物跡（南から）

図版 8



第9号竪穴建物跡マド前
構築石材出土状況（南から）



第9号竪穴建物跡遺物出土状況（南から）



第10号竪穴建物跡（南から）



第10号竪穴建物跡挂甲小札出土状況



第11号竪穴建物跡（南から）



第2号掘立柱建物跡（南から）

图版 10



第8号竪穴建物跡 第24図1



第4号竪穴建物跡 第16図1



第8号竪穴建物跡 第24図2



第8号竪穴建物跡 第24図3



第8号竪穴建物跡 第24図4



第8号竪穴建物跡 第24図11



第8号竪穴建物跡 第24図14



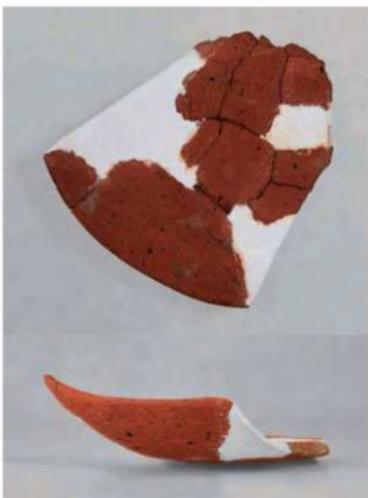
第8号竪穴建物跡 第24図17



第 8 号竪穴建物跡 第24図28



第10号竪穴建物跡 第29図5



第10号竪穴建物跡 第29図 8



第 8 号竪穴建物跡 第25図54



第 9 号竪穴建物跡 第28図 1



第 1 号竪穴建物跡 第10図10



第 1 号竪穴建物跡 第10図 9



B区遺構外 第33図 3



第 9 号竪穴建物跡 第28図 4

图版 12



A · B区遺構外 第34図3



第8号竪穴建物跡 第24図32



第8号竪穴建物跡 第24図35



第8号竪穴建物跡 第24図36



第9号竪穴建物跡 第28図7



第8号竪穴建物跡 第24図40



A · B区遺構外 第34図6



A · B区遺構外 第34図7



第 4 号竪穴建物跡 第16図 6



第 8 号竪穴建物跡 第24図42



第 8 号竪穴建物跡 第24図43



A 区遺構外 第18図 2



第 2 号竪穴建物跡 第12図 1



A 区遺構外 第18図 6



第 8 号竪穴建物跡 第25図50



第 2 号竪穴建物跡 第12図 4



A 区遺構外 第18図 3



A 区遺構外 第18図16

図版 14



第 1 号竪穴建物跡
第10図 1～3
5～8
11～13



第 2 号竪穴建物跡
第12図 2・3・5・6



第 3 号竪穴建物跡
第14図 1～6・8



第4号竪穴建物跡
第16図2~5



第6号竪穴建物跡
第20図1・2
(暗文施文面)



第8号竪穴建物跡
第24図15・16・18~27
(暗文施文面)



第8号竪穴建物跡
第24図5~10・12・13

图版 16



第8号竪穴建物跡

第24図29~31・33

34・37~39



第9号竪穴建物跡

第28図2・3・6・8・9



第9号竪穴建物跡

第28図11~13

(暗面施文面)



第10号竪穴建物跡

第29図1~4・6・7・9

· 10



第11号竪穴建物跡
第30図 1～6



第3号竪穴建物跡
第14図 9～11



第8号竪穴建物跡
第24図44～49



第10号竪穴建物跡
第29図11・12・18

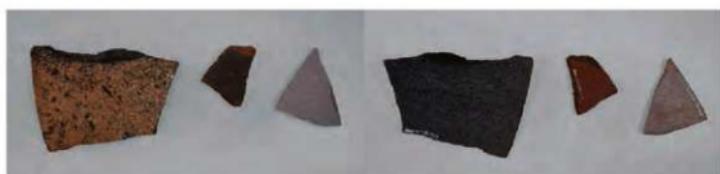


A区遺構外
第18図 7～9

图版 18



第1号竪穴建物跡 第10図14



第3号竪穴建物跡 第14図12~14



第4号竪穴建物跡 第16図7



第10号竪穴建物跡 第29図19



A区遺構外 第18図10



A・B区遺構外 第34図8

A・B区造構外
第34図 9・10



第8号竪穴建物跡
第25図51・52



A区造構外
第18図 4・5・15



B区造構外 第33図 7・8・10・11



A区造構外
第18図11



A区造構外
第18図14



第3号竪穴建物跡 第14図16

第9号竪穴建物跡 第28図14

第11号竪穴建物跡 第30図 9・10

第8号竪穴建物跡 第25図57

第10号竪穴建物跡 第29図20

A区造構外 第18図19



第8号竪穴建物跡 第25図56

图版 20



報告書抄録

ふりがな	おおだけいせき いとう							
書名	大竹遺跡 I							
副書名	熊谷市幡羅官衙遺跡群確認調査報告書V							
シリーズ名	埼玉県熊谷市埋蔵文化財調査報告書							
シリーズ番号	第31集							
編著者名	吉野 健							
編集機関	埼玉県熊谷市教育委員会							
所在地	〒360-0107 埼玉県熊谷市千代329番地 熊谷市立江南文化財センター TEL048-536-5062							
発行年月日	西暦2018(平成30)年3月26日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯 (°'")	東経 (°'")	調査期間	調査面積 (m ²)	調査原因
		市町村	遺跡番号					
大竹遺跡 (第1次)	熊谷市西別府字大竹 1628番1、1628番5、1630番1	11202	59-003	36° 11'	139° 19'	20121115 ~ 20121219	275.70	保存目的の範囲内容確認調査
13"	59"							
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
大竹遺跡 (第1次)	集落跡	飛鳥時代	竪穴建物跡1	土坑1	土師器 須恵器 土錐 小札 石器	幡羅郡家を支えた周辺集落の様相の一部が判明した。	特に、飛鳥時代～奈良時代に属する竪穴建物跡のうち1棟から出た挂甲小札の出土は、注目される。	
		飛鳥時代 ～奈良時代	竪穴建物跡5	掘立柱建物跡1	土師器 須恵器 土錐 石器			
		奈良時代	竪穴建物跡1		土師器 須恵器 土錐			
		平安時代	竪穴建物跡3	ビット2	土師器 須恵器 須恵系 土師質土器 ロクロ土師器 灰釉陶器 緑釉陶器 土錐 平瓦 鉄 石器			
		不明	竪穴建物跡1	掘立柱建物跡1				
			土坑13	ビット31	縄文土器			

埼玉県熊谷市埋蔵文化財調査報告書 第31集

大竹遺跡 I

—熊谷市幡羅官衙遺跡群確認調査報告書 V —

平成30年3月26日発行

発行／埼玉県熊谷市教育委員会

印刷／朝日印刷工業株式会社